

## 令和5年第7回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 ( 1 2 月 1 2 日 )

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
諸般の報告.....	4
村長挨拶.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
一般質問.....	6
森    隆    之    君.....	7
北    條    利    雄    君.....	13
森    田    重    男    君.....	26
青    戸    義    之    君.....	28
緑    川    茂    君.....	30
窪    木    浩    一    君.....	36
本    郷    弘    義    君.....	38
遠    藤    貴    人    君.....	41
議案第64号～議案第65号の上程、説明.....	53
議案第66号～議案第70号の上程、説明.....	54
議案第71号～議案第78号の上程、説明.....	55
議員派遣の件.....	63
散会の宣告.....	64

## 第 2 号 ( 1 2 月 1 4 日 )

議事日程.....	6 5
本日の会議に付した事件.....	6 6
出席議員.....	6 6
欠席議員.....	6 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 6
職務のため出席した者の職氏名.....	6 7
開議の宣告.....	6 8
議事日程の報告.....	6 8
諸般の報告.....	6 8
議案第 6 4 号～議案第 6 5 号の質疑、討論、採決.....	6 8
議案第 6 6 号～議案第 7 0 号の質疑、討論、採決.....	6 9
議案第 7 1 号～議案第 7 8 号の質疑、討論、採決.....	7 0
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について.....	7 2
日程の追加.....	7 3
報告第 6 号の上程、説明、質疑.....	7 3
議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 4
閉会の宣告.....	7 5
署名議員.....	7 7

第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和5年第7回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年12月12日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例

提案理由の説明

日程第 6 議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例

提案理由の説明

日程第 7 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第67号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第69号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)

提案理由の説明

日程第13 議案第72号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第14 議案第73号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算  
（第2号）

提案理由の説明

日程第15 議案第74号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第16 議案第75号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第17 議案第76号 令和5年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第18 議案第77号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第19 議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第20 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	宗田雅之君	副村長	鈴木大介君
教育長	藤田充君	総務課長	渡邊敬君

住民福祉課  
地域整備課  
村づくり推進室  
鈴木隆寛君  
齋藤利己君  
矢吹かおり君

農林商工課  
教育課長  
舟木正博君  
星 徹君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長  
古館甚子

書記 我妻正紀

#### 開会の宣告

議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第7回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

#### 開議の宣告

議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 諸般の報告

議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、代表監査委員より令和5年度定期監査結果報告及び例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

10月31日、東白衛生組合議会第3回定例会が開催され、組合議会議員の5番、森田重男議員より、議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました陳情等は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりです。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

#### 村長挨拶

議長（前田武久君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。  
村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第7回鮫川村定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度は8月に開催されたCATLadies23ゴルフ大会におきまして、村出身の蛭田みな美さんの念願の優勝に始まり、県町村対抗野球、ソフトボール大会での活躍、各学校での村の子供たちの東北大会、全国大会への出場、ふくしま駅伝での子供たちの奮闘など、若い方々の活躍等で村全体に勇気と元気を与えていただきました。感謝を申し上げる次第であります。

現在、少子高齢化に伴う人口減少は全国的なもので、本村におきましても、その対策として関係人口の創出による定住人口の確保は重要課題であります。

今回、関係人口を増やし、移住・定住につながる関係人口創出コーディネーターを県内で初めて委嘱いたしました。村に移住を検討している人に対し、適切な情報提供や相談対応支援、受入れ環境の整備、また村と協議しながら移住体験イベントの企画、移住先の集落や地域住民との調整など展開をしていただき、関係人口の創出を図っていただきたいと考えております。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。条例案件が7議案と、予算補正に係る議案が令和5年度の鮫川村一般会計補正予算と7つの特別会計、合わせまして8議案であります。

ご提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

#### 会議録署名議員の指名

議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 北 條 利 雄 君 及び

9番 緑 川 茂 君



を指名します。

### 会期の決定

議長（前田武久君） 日程第3、会期の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

6番（森 隆之君） 去る12月5日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和5年第7回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、条例制定等7件、補正予算8件を含む村長提出議案15件でございます。このほか陳情3件、要望書1件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、8名、14件の通告があり、受理しましたが、議会運営委員会で協議の結果、一部の一般質問を不許可とし、その後、一般質問の取下げがございました。お手元に配付しました通告一覧表のとおり質問を許可するべきものと認めました。

会期については、本日12月12日から14日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。

### 一般質問

議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

森 隆 之 君

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

私のほうからは2件ほど、ご質問させていただきます。

1件は村長にご質問でございます。もう一件は教育長にご質問でございます。

まず第1件、村道唐露・葉貫線についてでございます。

村道唐露・葉貫線の現状と今後の整備計画をお伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 森隆之議員のご質問の1点目、村道唐露・葉貫線についてお答えを申し上げます。

まず、現状についてです。村道唐露・葉貫線は、大字赤坂東野字唐露の国有林を起点とし、葉貫までを結ぶ延長3,370メートルの村道であり、当路線のほとんどは国有林の中にあつて、棚倉森林管理署が管理する唐露林道と併用協定を締結しております。

道路の未改良部分の約1,800メートルは急勾配と急カーブが連続し、特に勾配がきつい場所は13%から14%の計測結果を示しております。

村では、地域の要望を受けまして今年度実施しました第1次維持補修工事の中の、唐露・葉貫線と交差する暗渠水路の改修について実施したところです。

さらに、現在のニーズを把握するため、唐露地域の方々のご意見を伺ったところであります。令和2年に陳情いただいた当該路線の全面改修とともに、唐露集落内の村道への雨水とともに流入する砂利や湧水の対策と、洗掘した水路と河川に挟まれた舗装等の修繕を求められており、地域の優先する課題を認識してまいりました。

議員おただしの今後の整備計画につきましては、令和5年第1回議会定例会の一般質問答弁において、村が路線の改善に関して伺った森林管理署の回答は、森林管理署が工事等の費用負担する可能性は低く、隣接する複数の森林管理署との協議を踏まえ、村に対して立ち木補償や造林費用の補償を求めることとなる旨、ご説明させていただきました。路線の全面改

修につきましては、現時点では大変難しいとの認識です。

一方で補修等につきましては、今年7月に竣工した暗渠水路における越水の抑止効果を確認し、状況においてさらなる対策を図るとともに、地域からいただいたご意見を含めながら、引き続き、その在り方について検討してまいりたいと思います。

村といたしましては、今後とも日々通勤に利用する村民の足を止めることのないよう、また安心して暮らせるインフラ環境の構築を図るべく、道路河川の適切な維持補修と改善に努めてまいります。

以上で、森隆之議員の1点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） ありがとうございます。

多分、この唐露・葉貫線は昔から、村道でほぼほぼ舗装になっている、9割以上が現在舗装になっている村道の中で、舗装になっていない道路だということで、前々から議案には上がっていた案件でございます。

ただ、ここ二、三年を見ますと、日本ならず世界の気候が変わりまして、気候変動がございまして、大水、災害等が多数ございます。その中でこの唐露・葉貫線は急勾配、整備されていないということで、大雨が出たときに下に住んでいる方たちが、かなり被害を被っている。こういうふう聞いております。なので、急遽、舗装道路にするというのは大規模な工事になりますので、難しいかとは思いますが。

また、国のほうも絡んできますので土地の問題、いろいろ協議して補助金ももらえない、そういう状況で難しいことだなとは思いますが、やれること、まずやれること、大水に対して砂利が流れるのであれば、流れない仕組みをつくるとか、横断溝を入れるとか、そういう整備をまずはやっていただいて、その結果また計画を組んで、5年単位でもいけますし、最終目的は舗装にしていきたいということでございますので、計画性を持って、今年度はこういうことをします、次年度はこういうことをしますという整備計画を組んでいただきたいなと思っておりますが、村長のほう、どうでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私もこの道路に関しましては、議員のときから相当、大雨のときに危惧して、あの現場に何度か足を運んだことがございます。

現状、砂利が相当周りに出ているような状態で、足を止めているような状態も多々ありますが、今度、課長に指示をいたしまして、地域住民とお話をして、今後の方向を探ってきて

ほしい、地域住民との話合いでこの道を改善していきたい、そういう思いであります。また私、また森林管理署とも引き続き検討、要望を私はやっていきたいと思っています。

なお、詳しいことは担当課長のほうから、その経過を説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（前田武久君） 地域整備課、齋藤利己君。

地域整備課長（齋藤利己君） 答弁書にでも記載させていただいたところではありますが、地元の要望といたしましては、令和2年に陳情いたしました全面改修ですね。これを望んでいるのはそのとおりなんです。

ただ、目の前にある問題というのが、令和元年に起きた東日本台風で、道路と水路がクロスするところから越水がありまして、そこは急勾配を過ぎた平らな部分な砂利道ではありますが、砂利道の砂利が土石流のように舗装道路の上を流れて行って、末端の住宅まで砂利が届くほどの被害があったということを伺っております。その対策といたしまして、令和2年に横断溝を入れました。

ところが、地域の要望はもっと先の道路と水路が交差する部分の越水を先にやってほしかったというニーズが、よく聞いたら分かりまして、その対策を本年の令和5年の第1回工事、4月早い時期に発注させてもらった、7月31日に竣工していますが、この工事の中で水路が道路に1回当たって、道路沿いに3メートルぐらい、それから横断する形だったんですね。

それでは当然、道路にぶつかる分だけ越水するものですから、その道路にぶつかったところからそのまま道路を暗渠で横断すればいいというように、改善を図るような維持補修をしまして、これまで3メートル下から横断していた暗渠も、請負業者さんにきれいにしてもらって、その今回、整備した暗渠がのみ切れないものも、また従来のところから横断して流れるようなほう、二重構造といいますか、のみ切れないものも対応できるような形で今回、施工させてもらいまして、その後、台風は来ていないんですが、一様に住民のほうからも苦情がない、洗掘されたとかですね。というような苦情がないものですから、ある一定の機能は果たしているのかなと思っておりまして、また11月下旬だったか12月の頭に、住民に聞きに行ったんですね、話を。

そうしたところ、やはり令和元年のひどい思いが心に強く残っていて、それがないようにしてほしい。及びお墓があるんですね、おうちの。そこから湧き水がかなり流れてきて、その水が土側溝を流れて、土側溝の底を洗掘して、それが舗装道路の路肩を崩すような状況

も起きているということが、課題が、聞いて認識してまいりましたので、その辺の対応を行っていただければなど。

まず、住民が今、困っていることに対応する維持補修の中で、対応をまず進めるということを担当課としては行っていきたいというところでございます。村長が申しましたとおり、森林管理署にも要望は今後とも続けていきたいと思っておりますので、そのような方向で進めていきたいというように考えております。

以上であります。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） 課長さんの説明、大変理解できました。

そうですね、定期的に村、ここだけじゃなくいろいろな困っている村民がいれば、担当課が回って2か月ごと、3か月ごとにご要望をお聞きして、困っていることがないかどうか、お聞きすることは大変すばらしいことだと思うので、今後も続けていただき、また、この唐露・葉貫線に対してはこれで終わりじゃなくて、計画的に次年度も、その次の年度も最終目標に行くまで検討していただきたいなと思っておりますので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

1点目は、ここで質問を終了させていただきます。

次に、教育長に質問でございます。

小中一貫校と老朽化している校舎についてでございます。

小中一貫校について、従来どおり計画で進めていくのか、もしくは計画を変更して新たな計画で進めるのか。

また、老朽化しておる小・中学校の校舎の建て替え計画をお伺いいたします。

議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

教育長（藤田 充君） 日頃より教育行政に対しまして、支援とご協力、ありがとうございます。

それでは、6番、森隆之議員の質問に対し、お答えをいたします。

前段の小中一貫校の計画につきましては、令和3年度より小中一貫教育について検討を重ね、今年1月に教育委員会としての考え方をまとめたところでございます。3月には議員の方々に、5月には地域懇談会の中で義務教育学校設立に向けたイメージをお示したところでございます。今後とも、その計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましては、これまでの検討を一步進めるために、新たに幼保小中教育連携協議会、これを設置し、様々な観点から議論を通し基本構想を進めて、作成を進めてまいる考えであります。

後段の老朽化している小・中学校の校舎の建て替え計画につきましては、耐震化、修繕がなされ、現在でも十分機能している状況にあります。小・中学校の機能は将来の義務教育学校に移行することになるという計画でございますので、これは別の土地で建設、設置を見込んでおります。したがって、現在の小・中学校校舎につきましては、活用、解体について計画する必要があると考えておりますが、大きな財源が必要と見込まれております。予算に合わせ、順次、対応してまいる考えであります。

以上で、6番、森隆之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） ありがとうございます。

従来の考え方とは離れずに、その考え方を踏襲して行いたいというお考えだったと思います。この中に出てきた小中一貫校というのは、義務教育学校ということで進めていきたいというようなご回答だったんですけれども、この件について、義務教育学校とはどういう学校なのかというのを、説明をお願いいたします。

議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

教育長（藤田 充君） 義務教育学校についてお答えいたします。

これは新しい教育制度によってできた学校でございます。小・中学校の壁をなくし、6年間を通した一貫した教育ができるということでございます。学年は1年生から9年生までです。そういうふうな学校でございます。いろいろな有利な点がございます。

まずは学校の仕切りがないということで、いわゆる中1プロブレム、要するに中学校へ行ったときに、がくっと学力が下がるとか様々な問題がありますが、これの解消、それから教員が小学生から中学生まで見られるような体制になるということです。

例えば、小規模校の学校ですと現在、鮫川中学校では3学級でございますので、教員の数がなかなか充足しない。したがって担当できない教科がありまして、免外、免許外申請をして授業を行っている。そういう状況にあります。小学校の先生を活用してそういうところを埋めることもできる。そのような利点がございます。

鮫川の場合、将来的に小・中は同じ集団でつながっていく状況が想定されますので、ぜひともその優位な条件を十分に踏まえて、義務教育学校というものを進めていきたいと思いま

す。

なお、義務教育学校は校長が1人、副校長が1人、それから教頭が2人ということでございます。

以上、義務教育学校について申し上げます。

以上です。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） 義務教育学校という制度を使ってやりたいということで、説明を受けました。

これは1年生から9年生で、先生も小学校、中学校の免許を持っていれば自由に行き来ができるという、単純に言えばそういう学校で、非常にいい提案だとは思いますが。この提案に向けて、やっぱりソフトの面でどんどん進めていく部分はいいとは思いますが、今度はハードの面ですね。建物が老朽化して一貫校をどうするかと、その建物の面で、やっぱりこれだけの大きい建物を造るとなるとお金もかかりますし、時間もかかるかとは思いますが。

今、今年的小学校1年生の入学した子が8名、次の年は20名になるかと思うんですが、どんどん子供たちが減ってきております。この建物を建てて整備をするまで、何年の計画で見込んでいるのか。また、どれぐらいの大体、着工までどれぐらいのスパンで着工するのかをお伺いいたします。

議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

教育長（藤田 充君） ただいまのおただしでございますが、学校規模といたしましては現在、小学校がこれ6学級みんなあります。中学校は空き教室が非常に多いということでございますので、先ほど申し上げましたように、別の場所で新たな学校を建て替えるということが非常にリーズナブルかなというふうに思います。

といたしますのも、中学校にしても、もうかなり老朽化しておりますし、小学校におきましても、やや不便な面もあるということでございます。したがって、1つの学校にして、しかるべき場所に設置するというところでございます。

また、鮫川村としてはそのような学校を造って、子供を大事にする、子供を幼稚園から中学校までしっかりと育て、学力もつけるという村づくりの大きなシンボルになるというふうに考えておりますので、ぜひとも村民の皆様のご理解を得ながら、対策を講じていきたいと思っております。

私の私案でございますが、ただいま、中学校は77名なんです。小学校が100ちょっとでございますが、百二、三十、そういう状況でございますので、村で出している人口動向調査等を見まして、5年はそれぞれ単独でやっていけるというふうに考えてございます。

ただ、5年を過ぎますと複式学級になる懸念があります。中学校では60名ぐらい、小学校では100名を切ってくるということでございますので、その時期までには構想をまとめて工事が着工できると、そのような進め方ができれば、理想に沿った義務教育学校になるのではないかと思います。

財源もありましたっけ。財源につきましては、これは膨大だと思います。ただ、先ほど申しましたように、鮫川村の将来をかけたシンボルとなる、そういう学校にしたいと考えておりますので、5年、計画をじっくりと立てて、村民の皆さんにご理解を求めて、さらには議員の方々に予算を通していただくと。さらには国の補助金や、義務教育学校ですので国庫もつきますし、県のさらなる補助金等、十分に取り出しながら、村民の負担の少ない、そういうふうな理想的な学校を造ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） 今の意見、5年間は単独でできますけれども、6年目からは複式になるんじゃないかということで、6年目以降の着工という形で、計画を5年間の中でもんで、6年目から着工という形だと思います。

財源面では厳しい財源でありますので、単純に言うと借金するしかない。私も借金は、これだけの事業をやるに伴って、借金をせざるを得ないかなとは思っております。村の大切な子供のために、今の村民が借金してその借金を払っていくというのは、別に悪いことではないのかなと。

これだけの事業をやるときに、国の財源でただでやろうとか、そういうものはちょっと難しいのかなと思っておりますので、借金は説明、ちゃんとした説明がなされれば、村民の理解が得られればいいのかと思っておりますので、今後とも教育長さんはしっかりしたかじ取りと、あと村民への説明をお願いしまして、皆さんで協力してやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

北 條 利 雄 君



議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の12月定例会に2点の一般質問をさせていただきます。

まず1点目、令和6年度の予算編成についてであります。

新型コロナウイルス感染症を機に、社会全体が急速なスピードで変化しております。デジタル技術を活用した急速な、そして働き方の推進、環境問題への意識や地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めております。

令和6年度予算編成に当たり、村民の安全安心を守ることを最優先に村民ニーズを十分に見極め、あらゆる面で社会の在り方が大きく変わる、時代の転換期にあります。これらを強く意識し、行政サービスを提供していくこと、誠に必要であります。

国は持続的な成長基盤をつくるため、未来を開く原動力としてグリーン化、デジタル化、活力ある地方づくり、少子化対策など、具体化して強力に推進することとしております。我が村を含む地方公共団体が取り組むべき事項も、数多く上げられております。

本村の財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられます。このような状況の下、村民本位の各種施策を推進していくため、さらなる健全な財政運営に向けた取組が必要であります。

質の高い行政サービスを継続的に安定的に提供していく観点から、中長期的な視点の下、複数年度を見据えた上での対応も必要となります。地域の活性化、人口減少抑制を目指す新たな地方創生の取組、自然災害に対する防災、減災対策など、多岐にわたります。諸課題の対応が誠に求められております。さらに、原油価格の高騰、諸物価の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがございます。

このような状況下、新年度の予算編成が本格化していると思われれます。歳出削減路線を堅持すると同時に、地方再生の施策を重視することなど、多くの課題が山積みしております。

本村の令和6年度の予算編成に当たり、1つは予算編成の基本方針について、2つは主要な重点施策について、3つは歳入歳出見込みと今後の財政見通しについて、4つは経営健全化と財政規律の強化について、これらの重要な要点をお伺いしたいと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 北條利雄議員の1つ目、令和6年度予算編成についての4点のご質問

にお答えを申し上げます。

初めに、予算編成方針についてであります。

令和6年度は第4次鮫川村振興計画後期基本計画の最終年度であり、村民主体の村づくりにつながる取組の総仕上げとなる年度であること、また、私が提唱する村活性化のための重点施策を、全職員の共通認識として予算編成に取り組むよう指示をするとともに、持続可能な鮫川村の創造に寄与する事業計画の提案と、それに伴う予算要求を行うよう指示をしたところであります。

次に、主要な重点施策についてであります。

先ほど触れました村活性化のための重点施策のうち、令和6年度に取り組むべき重点事業としまして、大きく6つの項目としまして、1つ目に子育て支援の充実、2つ目に高齢者の長寿を支援、3つ目に中心地の活性化、4つ目にめで達者な村づくりの推進、5つ目にシルバー人材センター作業員の処遇改善、6つ目に行政区への財政支援策の充実を示すとともに、さらに具体的な事項を明示して、課題の洗い出しを含めた調査と検討を指示し、各課等のヒアリングを実施したところであります。

ニーズ調査や詳細な制度設計などを要する項目も多くあること、また予算には限りがあることから、各課等においては、優先順位をつけて村活性化のため重点施策に加えて、デジタルの力も活用した課題解決に向けた取組の加速化、交流人口、関係人口の創出のための施策について、予算編成に当たっているところであります。

次に、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてであります。

本村の一般会計における最終予算額の推移を見てみますと、令和2年度をピークに右肩下がりになっております。主な原因としましては、歳入歳出ともに災害復旧事業費の減や、道路整備などの大型ハード事業の減少などによるものだと思われれます。

一方、歳入におきましては、普通交付税や臨時財政対策債の減額も最も大きな要因となっており、村税収入におきましては、増収を見込むことはできないと思われれますので、今後も厳しい予算編成を強いられるものと考えております。

最後に、経営健全化と財政規律の強化についてであります。

経営健全化につきましては、市町村財政の早期健全化や、公営企業の経営の健全化などを目的とした地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の全ての会計の収支状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを、健全化判断比率の5つの指標を算定し、その団体の財政状況に関する情報を開示することと

しております。

健全化判断比率等の算出は平成19年度決算から始まっておりますが、本村におきましては実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の5つの健全化判断指標の全てが早期健全化判断基準を下回っており、経営が健全であることを示しておりますが、社会経済情勢の動向など不透明な部分が多く、一般財源の確保は引き続き厳しい状況が続くものと認識しておりますので、公債費比率、実質公債費比率などの状況に十分注意を払いながら、予算編成に必要な財源の確保に努めてまいる考えであります。

本村の財政は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が近年80%台で推移するなど、硬直化が進んでおり、財源不足の状況は解消できておりません。財政調整基金など、各種基金に頼らなければ当初予算の編成ができず、収支のバランスが保てていない状況にあります。

このため、各事業の実施に当たりましては、財源の確保と同時に経費削減も必要不可欠であり、不要、不急な支出は避けるとともに、例年実施している事業であってもゼロベースから見直すよう点検を強化するなど、本村の経営健全化と財政規律の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和4年度中の財政調整基金の動向につきましては、こどもセンター運営費などに9,000万円を繰り出したものの、地方財政法に基づく積立てなど総額約1億700万を積み立て、令和4年度末の現在高は約6億9,300万となっております。

また、令和4年度の一般会計決算における元金ベースでの村債残高は約21億1,865万円で、前年度との比較では2億1,546万円減少しております。これは、新たな借入れ1億3,750万円に対し、それを上回る3億5,296万円を償還していることによるものでありますので、今後も償還金額以上に起債しない姿勢を堅持していかなくてはならないと考えております。

以上で、北條議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） ご答弁ありがとうございました。

この内容は私が事前に予算編成方針を、資料を提出してくださいということでお話しして提出いただいております。この資料の中で今ご答弁されましたけれども、村長がさきにお話しされた村活性化のための重点施策ということが明言されていなかったということで、今、村長から、ご自身から直接お聞きしました。ありがとうございます。

当然、村長が今年の8月で村長選を戦ってマニフェスト、公約を具現化する方策がちりばめられているというふうに考えています。いずれにしても、それを具現化する方策のために、

予算編成に指示を出してあるんだと思うんですが、やはり村の財政というのは私も村長もご存じのとおり、大変、本当厳しい。先ほど言ったように、地方債も含めて大変な大きなこれから返済もしていく中、先ほど同僚議員がこれから小・中学校の敷地の問題、学校建設の問題も含めて大変なお金がかかる。じゃ、財源はどうするんだということで、まさに誰がかじ取りをやったとしても、厳しい状況というのは変わらないと思いますね。

だけれども、その中でも村長が公約でやったものを実現しなきゃならない。これは大変厳しい中で、どうやってやっていくのかということの工夫は相当、必要だと思いますけれども、今、村長が答弁したとおり、私も分かります。分かりますけれども、これらを、自分の公約したマニフェストを本当に実現するために、どういうスパンでやっていきたいのか、もう一度ご答弁いただけますか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） じゃ、お答えします。

まず、私の考えは、まず、お金の以前でこの村を維持するのに確かにお金は必要です。それ以前に私が考えたのは、この村に若い人、住む人がいなくなったときに、これどうなるんだという思いで、私はそこから子育て支援から全て始まりました、考えが。そのお金のやりくりは私はすみ分けですか、必要なところ、何でもかんでも必要なところ、あとは今までやってきた事業の中で必要のないものはやめると。そういう感覚で金の捻出をしていきたいと思っています。これはまた、私、なって3か月ちょっとですから、今後よく財政のほうを見直しまして、検討していきたいと思います。

以上です。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 公約、実現したいというのは当然、村長の気持ちとしては分かりますけれども、お話ししたとおり、やはり実現したいんだけど、資金がない、これやはり実現は大変な苦勞をされると思うんですね。ですから、表に出した、表面に出した、言葉に出したことよりも、実現するためにどうするかという部分では、本当に苦勞すると思うんです。

ですから、やはり言葉に対する責任も当然でしょうけれども、実現するための努力は当然、必要ですが、やはり財政捻出どうするのかというのは短期、中期、長期も含めてそういうスパンをもう少ししっかりとやって、村長が考える施策を実現していただきたいと思います。私も注目しながらご協力させていただきたいと思います。

次に、再質問の2つ目ですが、次年度の予算編成の中で、私、危惧するものがございます。

それは特別会計の介護保険事業であります。

ご存じのとおり、介護保険料は3年に一度の改定時期でございます。今年度、予算化されております高齢者福祉計画並びに介護保険事業の作成であります。計画の文言整理とともに、基準となる介護保険料の改定がございます。

前回は当初、提案された900円の介護保険料の改定が、この引上げを議会が否決しております。宗田村長も議員であり、反対されております。その後、300円とする議決がなされております。

前回の一連の経過を踏まえて、基準保険料の設定に当たり、介護保険制度の適正な運営を図り、制度設計が損なわれないこと、政令による制度化された仕組みでの基準保険料確定へのあり得ない算定推計がなされないこと、改めて介護保険制度の適正な運用を図るべきであります。本村のみが、制度化された仕組みの枠外での逸脱した行政行為と手続は、厳に慎むべきであると私は考えております。

詳細については今後、提案されますが、これらについての現時点での村長の考えを伺いたいと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） この前の介護保険料の値上げに対しては、私らは反対したほうの立場であります。確かに当時は、私らは村民の財政状況、例えば国保年金の方、この方が900円まで上げて確かにいいのかな、そういう思いで、何とか現状の介護保険料で維持できないかなという思いで、この前は反対しました。

今後の取組に関しましては、2025年に団塊の世代の方々が75歳以上になります。それらを含めてしっかりと各担当課と検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） 介護保険料はほかの事業と違うんです。つまり、政令で定められているもので、その枠組みの中で保険料を決定しなさいということが定められているわけですね。

例えば、一般の介護保険事業以外の事業ですと、一般会計から繰入れ、繰り出しが結構、工面すれば何とかなるということですが、介護保険料についてはそういうことができないんです。だから大変なんです。

誰しものが低い負担で高いサービスを受たい、これは当たり前なんです。だけれども、こういう政令が定めている中で、この介護保険料を改定する上では相当、担当者、職員も含

めて苦しむんです。私も低い負担で高いサービスを受けたい、当たり前です。金があればね。制度がそして自由に、ほかの会計から持ち込むことができるのであれば、何とかなるでしょう。ならないから大変なんです。

私の推計でも多分、次、改定するときは、1,500円から2,000円くらい上げないと、実際は成り立たないんじゃないかという心配しているんです。だから、単純に低い、安いとか、そういう話の議論はできないはずなんです。じゃ、どこに落ち着けるのかということなんです。

ですから、3年に1回ですから、前は9,700万ですよ。1年間に2,300万の推計を落としているんですよ。そのツケというのは今回、来るはずなんです、必ず。当然、準備基金も枯渇しているはずなんです。そうした中で、本当に安い、低い話だけで済む話じゃない。これはどこの全国の自治体が全て同じ制度の中、政令の中で枠組みされているものなんです。

これから3月に向けて、明確にされて計画の策定委員会などに議論も重ねて、議会にも提案されると思いますが、これらはほかの事業と仕組みが違う、政令で定めたものであるということで、大変な苦勞をするはずなんです。この辺は単純に何とかなる話ではないような気がします。

特に、鮫川村は介護保険予防サービスも含めて、県内に誇る一、二番の事業もやっているわけですよ。これから、先ほど村長が言われたとおり、団塊の世代が介護保険を享受できる年齢になってきているんです。だからこそ、この小さい規模の鮫川村は、この算定上はものすごい苦勞するはずなんです。

だから、きちんとした答えを出さないと、そして村民にも理解を受ける努力をしていかないと、なかなかクリアするのは難しいと私、感じているんです。だから、危惧しているんです。だからこういうことも含めて、改めて新しい予算が提示されると思いますけれども、特に私が危惧するこの介護保険料、ここをしっかりと見積もっていただいて、提案いただきたいと思います。

村長、もう一度ご答弁いただけますか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） しっかりと担当課長と相談しながら、内容を煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） 予算編成、大変ですけれども、しっかりとやっていただきたい、思います。

次に、2点目、コンプライアンス、法令遵守についてお伺いしたいと思います。

コンプライアンスとは一般的には法令遵守と訳しますが、法令だけにとどまらず、社会の規範及びルールまで含めての遵守することです。村長をはじめとする特別職、議会議員、一般職、あるいは常勤、非常勤の区別にかかわらず、全員が公務公職である以上、その職務について法令などを遵守することは当然のことです。村民の信頼を何よりも大切にしなければなりません。公務公職としての立場を認識して、職務以外の法令など、さらには社会規範、ルールやマナーについても率先して遵守していくことが求められるものだと思います。

本村のコンプライアンス、法令遵守について、1つはコンプライアンスの推進をどうなされておられるのか、2つ目はコンプライアンス行動方針の有無は明確にされて共有されているのかどうか、3つ目は指揮監督者としてのコンプライアンスの考え方と心構えがどうなっているのか、村長にお伺いをいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の2つ目のコンプライアンス、法令遵守についての3点のご質問に対して、お答えいたします。

初めに、1点目のコンプライアンスの推進についてお答えします。

まず、コンプライアンスの推進指針等の制定の取組が進められている背景ですが、これは近年、地方公共団体等において、職員の犯罪行為、法令違反、不適切な職務などの事例が多く発生し、住民の行政不信を招き、公務員の信頼が低下していること、また住民ニーズの多様化により、以前にも増して公務員の責任が問われていることから、法令遵守を目的としたコンプライアンス条例、推進指針等の制定に取り組まれているようであります。

本村におきましては、条例や指針等を制定しておりませんが、不祥事が報道されるたびに、課長等会議において、注意喚起や公務員倫理の再認識の徹底などについて指示をしているところであります。

村では、新聞に報道されるような大きな事案は発生しておりませんが、ハインリッヒの法則によれば、明らかになった不祥事の1件の陰には、29の軽微な事案、そして300の異常があるとされておりまして。

今後も常に公務員としての立場を認識し、不祥事防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の行動方針につきましては、3点目の考え方と心構えについてと併せて答弁を申し上げます。

公務に関わる者にとって重要なことは、1つに行政に対する住民の信頼を確保することであると考えます。全体の奉仕者として、公正、公平な行政運営を旨として、その負託に応えなければならないことは言うまでもありません。法令遵守以外の視点から見ても、一人一人が業務に真摯に取り組むことは住民からの信頼の確保につながるのではないかと考えております。

コンプライアンスの本質である法令を遵守することを基本とすること、高い倫理観で公務に当たることが不祥事や不正を防止するための行動方針であり、自治体活動の根幹、そして公務に携わるものとしての心構えであるのではないかと考えております。

以上、8番、北條議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） コンプライアンスの推進、それから行動指針の有無、考え方と心構えをご答弁いただきました。

公務公職にある者ですね、先ほど言ったとおり、私たち議員、それから村長をはじめとする特別職、それから一般職員、この人たちは当然、村民をリードする代表で、いろんな行政行為を行うという、しております。やはりここは法令に定まったものを遵守するだけじゃなくて、先ほども言ったとおり、社会の規範とかルール、そういうものがいっぱいあるわけですよ。やはりそこを守るというのは原則であります。

特に、村政に携わる自らの権能とか責務、やはりこれは深く自覚しなければなりません。当然、法令とか条例を遵守することはもちろん、村民の信頼に値する高い倫理性を持つこと、それから村民に対して常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるように努めなければなりません。

コンプライアンスの向上の取組の意義でございますが、やってはいけない、法令などで禁止されていることをやらないのは当然のことです。法令などに基づく適正な手続による職務の遂行を最低限の基礎とすることです。法令により禁止されていなくても、それを行うことにより村民の信頼を損ねる行為を行わない。法令により義務化されていなくても、それを行うことで村民の満足度が向上する行為を行うということが、無意識に行えるように意識を高め、コンプライアンスの向上に取り組むべきであります。

コンプライアンスの向上による目指す姿は、村民の信頼を損なうような事案の発生を皆無



にする、信頼のできる公務公職にすることを目指すべきであります。この取組の推進により、お一人お一人の職務の遂行に対する自信と誇りを一層、醸成し、さらにはよりよい気風を育んでいく、恒常的な改善の循環を構築していくことを目指すべきであります。コンプライアンスの推進に向けて基本方針を制定し、行動指針を定めるべきであります。策定するお考えがあるか、再度お伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 基本方針であります。これは皆とよく相談しまして進めていきたいと思っております。確かに、コンプライアンスは私もはじめ、職員、そして議員も皆同じだと思っております。守らなければならないものは守る、これは公務員、そして私たち、議員として当たり前前の事案だと思っておりますので、しっかりと私もやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（前田武久君） 8番、北條君。

8番（北條利雄君） 今の答弁で村長、策定する方向で検討するということですか。もう一度。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 策定する方向で検討したいと思っております。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） このコンプライアンス、職種や職層にかかわらず、考え方と心構え、自らの行動の道しるべになるものでございます。村が一体となって、このコンプライアンスの取組を進めていくためには、お一人お一人が従うべきものであります。この行動方針、指針に従った行動を着実に実行できるようにするため、取るべき行動の考え方等、具体的な場面に沿った心構えをぜひ定めていただきたいと思います。

コンプライアンスを通して村民が期待する村政の使命を果たして、それが果たされているのかどうなのかの観点も含めまして、業務を常に見詰め直し、よりよい村政の実現を図っていかなければならないと思っております。取るべき行動の考え方と心構えは、時代の要請に応じて随時、見直しを行っていかねばなりません。

これらの意義を再度、認識いただいて、村長が検討するんじゃなくて定めていただきたい。村全体で事が起こったからどうこうの話じゃないと思っております。このやつをきちんと進めていくということで、村長にもう一度ご答弁をいただけませんか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 前向きに進めていきたいと思います。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） じゃ、どうぞ。

議長（前田武久君） ちょっと待って。

副村長、鈴木大介君。

副村長（鈴木大介君） 鈴木です。

私のほうから補足をさせていただきます。

今、コンプライアンス関係で規範等、今後つくられるということで、村長のほうから答弁をさせていただきました。

コンプライアンスにつきましては、規範をつくることは当然でございますけれども、一方で公益通報者保護法が今年の6月に改正になってございますので、内部通報制度なども含めまして、その制度の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上となります。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） 前向きに進めるというご答弁をいただきました。ぜひ、コンプライアンス、法令遵守をやっていただきたいと思います。

さらに、私自身もコンプライアンス、法令遵守を議会活動を通して、してきたの提案も幾つもしております。

例えば、地方自治法違反となる本村の70年余りに及ぶ附属機関制度の条例化、さらには村長も、今回の選挙の中で出された地方税に関する前納報奨金の違法判決が出されて、今般、我が村は違法と判断された段階での廃止も提案されております。これらは私も提案しました。村は是正措置も講じております。さらには今年、行われた4月の村議選、8月の村長選も公職選挙法や政治資金規正法に基づく判断が下されております。しかし……

議長（前田武久君） 北條議員、通告外、ちょっと。

8番（北條利雄君） いやいや、例として私の活動の話を……

議長（前田武久君） 発言を慎んでください。

8番（北條利雄君） いや、発言じゃなくて、私の自身の提案を今、言っているわけです。これらは……

議長（前田武久君） 通告外から、通告から外れております。

8番（北條利雄君） いや、違う、その例を言っているだけの話ですから。

議長（前田武久君） いや、例だけでは済まないです。

8番（北條利雄君） いや、それはおかしいでしょう。

議長（前田武久君） 議長所見で静止します。

8番（北條利雄君） 今、議長がそう言われましたが、私はこれらは提案しておりますし、9月の定例議会でも一部、ただしております。これらは当然、刑事事案に発展する内容も含んでおります。この議会での個別な発言を控えさせていただきますが、これから関係機関などの司法判断を経て、詳細が明らかに示されてくるものと思います。

また、本日も定例会に多くの皆さんが傍聴されておられますが、9月定例会で議会傍聴規則に抵触する事案も散見されております。私どもの日常生活の中には、多岐にわたりコンプライアンスが構築されております。守り、守られながら民主主義や自由が保障される法治国家であります。しかし、法令の中には、罪を犯した者には刑事罰や民事罰など、厳しい罰則が科されることも多々ございます。知りません、存じません、うっかりしてしまいましたじゃ済まされません。ならぬものはならぬ、それが現実であり事実でございます。

いずれにいたしましても、コンプライアンス、法令遵守は特に議員、私も含めてです。村長をはじめとする特別職、議会議員、一般職、あるいは常勤、非常勤の区別にかかわらず、全員が公務公職である以上、その職務について法令などを遵守することは当然のことです。立場を認識して職場、職務以外の法令など、さらには先ほど述べましたとおり、社会規範、ルールやマナーについても率先して遵守していくことが求められるものであります。

村民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にする、信頼のできる公務公職であることを目指すべきであります。この取組の推進により、お一人お一人の職務の遂行に対する自信と誇りを一層、醸成する、さらによりよい気風を育てていくという恒常的な改善と循環を構築していくことを目指すべきであると思います。

ぜひ、先ほど村長がご答弁いただいたとおり、コンプライアンスの、そして法令遵守の推進を早急に図っていただきたい。それが、そして皆さんと一緒に共有しながら、コンプライアンス、法令遵守の果たす役割を認識しながら、鮫川村の最低限のそこで動く人たちの基礎としていただきたいと私は強く思います。

最後にもう一度、申し訳ないですが、村長、決意を私にお答えいただけますか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 何度も何度もありがとうございます。

社会規範、これはもちろん大事です。コンプライアンスも、もちろん大事です。ただ、い

る。いろいろ今まで情報が錯綜して、例えばネット上にいろいろなものを流す、爆サイトにいろいろ流す、こういうのは私たち、村長、議員、職員、今後もあってはならないと私も考えております。それを含めて、しっかりと議員も私も職員も、その基本の中でやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 今、私も長ったらしく質問しましたけれども、私たちが、先ほど言ったとおりコンプライアンスの中でルールを守ってやっていくのはいいんですが、村長が最後に答弁したけれども、SNSとか言っていますけれども、それはよく私も分かりませんが、当然そういう部分で、事実が誹謗中傷かは分かりませんが、そういうものはあってはならない。

だけれども、私はここで、そういうものでは全く違います。それもあってはならないんですが、これは私は議会で、公の場で皆さんに、村長に質問しているわけです。それはどんな人たちが、どんなことを意図的にやっているのか分かりませんが、当然ルールの中ではやっちゃいけないと私は思います。それには当然、誹謗も中傷もあるでしょう。本当かも分かりません。

だけれども、私は井戸端会議に尾ひれをつけたような話じゃないかとは頭の中で思っています。それよりも、現実に私たちが見詰めている、行動する中で、現実と一緒に行動している中では、全く私は別物だと思います。そこをやはりきちんとわきまえて判断すべきであると思います。

長ったらしく、厳しい話も質問させていただきましたけれども、やはり村長、これからコンプライアンス、法令遵守、守って前に進める村づくり進めていきませんか。そう思います。

村長、もう一度、その村づくりも含めて、この基礎を含めて、もう一度お話しください。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 何度も申し訳ありません。私も、議員も、職員も、しっかりと規則は、コンプライアンスは守って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

議長（前田武久君） 北條利雄君。

8番（北條利雄君） 長くなりました。いや本当に、傍聴者の皆さんにも申し訳ないと思っておりますが、私から今議会の2点の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

なお、前段で質問した予算に関する事、それから私が関心を持っているこのコンプライ

アンス、法令遵守、いろんな村の関わり、いろんな人が関わっている中でのやつは、やはり関心もありますし、興味もあります。しかしこれは司法判断もされるだろうし、そういうときにきちんと、やはり説明責任を私は果たしていただきたいということを申し述べて、今般の2点の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

森 田 重 男 君

議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

5番（森田重男君） 5番、森田重男です。

私の一般質問は、除雪対策について質問いたします。

本村では、降雪量が15センチ以上となった場合は除雪することになっているが、通勤や日常生活において支障を来しているのが、村民の利便を図るべきと思う。除雪量基準と除雪の時間帯の見直しを検討すべきと思われるが、伺います。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員の除雪対策についての質問にお答えを申し上げます。

村は、本格的な降雪時期を前に、村内土木工事業者を対象とした除雪等業務委託契約打合せを開催し、当該冬期間の単価、担当路線、期間等を示し、契約書の作成を依頼する協議の場を設けております。

現在、村では除雪機械の出動基準を15センチメートル以上の積雪があった場合と定めています。一方、福島県では、新降雪深が5センチメートルから10センチメートル以上になったとき。ただし、降雪状況、気象予報等を参考に、さらに降雪が続くおそれがないと定めております。

議員ご指摘のとおり、降雪は通勤や日常生活に支障を来しているとの認識から、村民の利便性向上と通勤、通学者の安全安心対策を図る重点施策として、従来基準を見直し、15センチメートル以上から10センチメートル以上へ今期より改めることといたしました。

今後は新たな出動基準の基に、出動回数の増加が想定され、出動のたびに除雪時の雪だまりが玄関先に残ることとされますので、村民の皆様のさらなるご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、除雪の時間帯の見直しについてお答えいたします。

除雪機械による実施につきましては、作業時の安全管理に努め、安全運転の徹底を図るとともに、作業区間の道路及び道路付属物について、除雪作業前に危険箇所の点検を行い、村長の指示を受けると定めております。

道路には道路付属物のほかに、水道の弁渠や集落排水のマンホール等、舗装面との段差が生じてしまう設備が設置されており、降雪により白く覆い隠されてしまうことなど、夜間の視界の悪い中での作業は、オペレーターにとって大変危険を伴います。

こうしたことから、事故防止のため、夜間の作業を進めることは難しいところではありますが、村が行う降雪状況の確認及び除雪の可否判断を前倒しすることにより、除雪の実施時間を早め、通勤、通学者の妨げとならないよう努めてまいります。

除雪は順を追って作業を進めていくため、ルート上、後半に実施する区間についてはご希望時間どおりの対応がかなわないこともありますので、重ねてご理解、ご協力をくださるようお願いいたします。

以上で、森田重男議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

5番（森田重男君） 除雪委託業者によりますと、燃料高騰などにより大変との意見があり、対価の見直しの検討が必要ではないか。

また、今般、村道移管となった国道289号、関下、青生野、大犬平間、路面凍結が数か所あるので、融雪剤の設置が必要ではないか。また、現在、今のところ1か所も設置されていない。早急に検討すべきではないかと思われませんが、伺います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁。

村長（宗田雅之君） 今、道路を監視員が現在2名で道路を巡回しております。しっかりと現状を把握いたしまして、指示するように申し上げます。

以上です。

議長（前田武久君） 5番、森田君。

5番（森田重男君） 新しくなった国道289線には、この前、路面凍結により数台の事故がありまして、土木事務所では融雪剤をかなり準備しておりますので、村道も危険箇所は融雪剤、設置すべきではないでしょうか。その辺、十分に検討して、よろしく願います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 担当課長とも相談しまして、道路状況をしっかりと把握しますので。

よろしくお願いします。対応しますので、お願いします。

議長（前田武久君） 森田重男君。

5番（森田重男君） これで、私の一般質問を終わりとします。よろしくお願いします。

青 戸 義 之 君

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

3番（青戸義之君） 3番、青戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、2つ目のうちの1点目、中心地域活性化策定について。

今後の鮫川村の将来を見るに当たっては、中心地の活性化に尽きると言っても過言ではないと思います。この事業については、村づくり推進室が中心となって進めていると思います。現在の進捗と今後の策定について、具体的に答弁を求めます。

また、どのような組織を構築して進めているのかも併せて伺います。よろしくお願いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員のご質問の1点目、中心地域活性化策定についてにお答えを申し上げます。

私も中心地域活性化は大変重要な課題の一つであると認識しております。

議員おただしの組織の構築であります。令和元年に、老朽化した手・まめ・館の建て替えと道の駅など、拠点施設整備計画を協議するために立ち上げた鮫川村中心地域活性化協議会につきましては、現在、開催しておりません。

中心地域活性化に関する施策につきましては、協議会を新たに設置せず、第3期デジタル田園都市構想総合戦略を策定していく中で、盛り込んでいく予定です。

現在、素案を策定している段階であり、今後、住民のワークショップを開催し、幅広く意見をいただき、来年度中頃、議会への提案を目指してまいりたいと思います。

以上、3番、青戸議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番（青戸義之君） 来年からということで今、答弁いただきましたけれども、これから今後、この計画策定に当たっては、地域の多様な方々や担い手が参画する組織を確立して推進

していくべきと考えます。例えば商工会ですとか、また地域住民の代表、当該地域の機関、また団体、法人、また村の公共サービスの提供などを考えられますけれども、どのような体制で臨みたいか、答弁を求めます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） このワークショップの希望を募ったんですけれども、応募者が実際にはいなかったんです。再度お願いしているところであります。

私の考えはやっぱり地域住民、各行政区長さん、そして地域住民の行政区長を中心に、もちろん中心地ですから、中心地の行政区長さんを中心に、ワークショップを開いていただいて、お話を開いていただいて、前向きに策定していきたいと思っております。

以上です。

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番（青戸義之君） 大事な案件ですので、早急にスピード感を持って進めていただければと思います。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

村道の改良整備、維持管理についてです。

この中で村道の葉貫線ですか、これは先ほど答弁いただいておりますので、これについては答弁、省略していただいて結構です。

現在、村では村管理の村道、林道、農道など、多くあります。地域住民から要望等があった場合、それなりの対応が必要となります。

今後、労力が不足となっていきます。対応策として機械の導入、業者への委託などあると思いますが、今後、維持管理をどのようにしていくのか伺います。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 議員おただしの2点目、村が管理する村道、林道、農道の今後の維持管理につきまして、まず、今年度の村が管理する道路の概要からご説明いたします。

今年4月現在の1級、2級、その他の村道を含む村道と、村が管理する農林道の総数は183路線、総延長237キロメートルとなっております。

道路河川の維持管理につきましては、職員の道路パトロールとともに、各行政区長から提出いただいている村道等維持補修依頼書を中心とした施設の損壊情報を基に、予算の範囲内で調査、設計、入札を経た工事等により修繕、修復を行い、施設管理しているところです。



ただ、現在の課題として、軽微な施設損壊を確認し早急な対応を必要としながらも、行政手続上、入札後まで着工できないこと。また、予算規模を超えた時点で補正予算の可決まで手当てができず、軽微な損壊が増破してしまう等の、スピード感を持った対応が行えていないこともあります。

村は、こうした課題の解消のため、管内自治体の先進的な取組の学びを得ながら、工事ではなく業務委託契約の中で速やかな着手につなげていきたいと考えております。

新たな取組は、除雪等業務委託にて村内土木業者へ担当していただいている路線の割当てを中心とした緩やかな担当エリアを設定するとともに、維持補修を委託する上で、例えば厚さ4センチ舗装の1平方メートル単価や土砂掘削の1立方メートル単価等とする、村が作成した工種ごとの契約単価一覧表に基づく契約を、年度当初に村と土木業者が締結し、小規模な修繕を対象とした委託業務を村から依頼するものであります。

来年4月からの取組開始を目途として、現在、村内土木業者と協議を進めており、おおむね了承をいただいている運びとなっております。

道路河川の小規模修繕に際し、住民要望に応えるスピード感を持った新たな取組を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

以上で、青戸義之議員の2点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番（青戸義之君） 今まで維持管理ですと、草刈り等はシルバー人材センターのほうに委ねることが多かったと考えられます。現在の状態を、状況を聞いてみますと、どんどんとやっぱり人手が足りなくなってきて、大変だなというのが実感として出ているようです。

今後、シルバー人材センターだけに頼ることなく、体制づくりをしっかりと、村民の要望に応じていただけるようお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

緑川 茂君

議長（前田武久君） 次に、9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

私は国道349号の未改良区間の整備促進に向けての村の対応について、お伺いをいたします。

本村には、国道289号と349号との2本の国道が村内を縦横断する形で走っており、さらに村の中心部からは棚倉・鮫川線、勿来・浅川線、そして赤坂・東野・塙線と、3本の県道が延びておりまして、比較的、恵まれた道路網となっているものと思っております。

289号につきましては、今年3月に渡瀬バイパスが全線開通いたしまして、円滑な交通が確保されるようになり、走行性がよい道路に生まれ変わりました。しかしながら、村の中心部につながる349号の青生野姿平地内から湯の田間、約9キロありますが、この区間におきましては、蕨ノ草地区を除いて未改良区間となっております。

村の中心地の活性化、そして交流人口の増加、あるいは関係人口の増加を図る面からも、この区間の改良整備は不可欠であるというふうに考えております。この区間が整備されることによりまして、いわき方面からの車の乗り入れがしやすくなり、交通の流れも変わって、人流の増加が見込まれることになるものと思っております。

このようなことから、村の将来を考え、早期の改良整備実現に向けた期成同盟会を結成し、県に対しての要望活動を図るべきと思っておりますが、村長の見解をお願いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の1点目のご質問、国道349号の整備促進に向けた期成同盟会結成についてお答え申し上げます。

議員おただしの村内の国道349号整備の早期促進に向けた期成同盟会の結成と要望活動の実施についてであります。茨城県水戸市から宮城県柴田町に至る18市町村で構成する国道349号建設促進期成同盟会と称する期成同盟会が昭和49年12月3日に設立されてございます。

組織や活動につきまして、会長は本県選出の根本匠衆議院議員が務め、事務局は福島県町村会に置いています。今年度の活動内容は8月4日の定期総会の開催とともに、茨城、福島、宮城の3県関係国会議員及び国土交通省に対する要望実行活動。10月31日の宮城県土木部、11月24日の福島県土木部に対する要望活動。11月20日の宮城、福島各県関係国会議員に対する要望活動を実施しております。

本村の要望箇所につきましては、西山字強滝地内の狭隘で急勾配、急カーブが連続する道路の改良が平成29年度より進められており、来年度以降の完成を予定している強滝地区の道路改良のほかに、道路幅員が狭隘で屈曲が続く滝ノ下地区と戸草・大竹地区の道路改良の3か所であり、今後とも本期成同盟会による要望を継続することにより、事業の早期実現につなげてまいり所存であります。

以上で、緑川茂議員の1問目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） ただいまの答弁で広域的にその茨城、福島、宮城と、この349号は通っているわけですがけれども、広域的にはそういう期成同盟会の中でやってはおられると思います。ただ、本村の場合を考えた場合に、全体的なことではなかなか本村に回ってくると思いますかね、事業費が。つけていただくというようなことは、なかなか難しいのではないかと考えております。

この村を通る349号線、これ、言わば村の生命線であると考えております。ここまでつながらないと、なかなか、先ほどから申し上げていますように、この村の活性化とか、そういったことは閉ざされてしまう。とにかく、このいわき方面からの車が中心部に入ってきやすくなるというようなことを早急にやらないと、村の発展はなかなか見込めないのではないかなというふうに考えております。

その全体的な期成同盟会はあるかとは思いますが、この村独自の要望活動といえますかね。そういったものをすべきではないかなというふうに考えているんですが、もう一度答弁をお願いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） この村独自、村推進、村からの期成同盟会ではなくて、私は一番いいのは地元の声、地元の声を集約して地元の要望活動、その中で組織をつくっていただいて、村のほうと一緒にやっていく、それが一番いいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（前田武久君） 緑川茂君。

9番（緑川 茂君） いろいろな方法があるかと思えます。そういう地域住民の声、あるいは行政区長のほうからの声とか、いろいろ総合的じゃないですね、要望活動、とにかくこれは盛り上がらないと、なかなかやはり県のほうも、この鮫川村の349だけに予算をつけるということはできないのかなと思います。そういうことで、ただ盛り上がりだけはやっぱり必要ではないかなと考えておりますので、今後ともいろいろと協議をしながら進めてまいりたいと、そういうふうによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の……

議長（前田武久君） ちょっと、ここで緑川議員、1つ目の質問終わったところで、ちょうど時間が昼になりましたので、1時まで休憩したいと思いますので、暫時休議します。

（午前11時54分）

議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（前田武久君） 引き続き、一般質問を行います。

9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

午前中に引き続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

次の質問は、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税制度は、税収の減少に悩んでいる自治体への応援をすることが目的の一つとしてあるわけですが、本村にとっては貴重な財源として様々な事業に活用することができ、さらに返礼品を通して村のよさ、あるいは魅力などを全国に発信することができるという大変有効な制度であると思っております。また、同時に本村を選んで寄附をくださった方々には、心より感謝と御礼を申し上げたいと思います。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、現状についてであります。

広報10月号により、返礼品を提供する村内の事業者を募集していることは承知をしておりますが、現在の返礼品を含めての全国へのPR状況をお伺いいたします。

2点目は、令和4年度の寄附金総額と、どのような事業に活用したのか。

そして、3点目ですが、現時点で前年同期と比較して実績はどうなっているのか伺います。

さきの新聞報道によりますと、県内市町村への4月から9月の寄附額は、前年同期の約2.5倍に上がったということでした。そして、寄附額が増えたのは、県内59市町村のうち49市町村となっており、ほとんどの市町村が増えたようではありますが、本村の場合はどうだったのか伺います。

以上、3点についてよろしくお伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目、ふるさと納税の実績についての3点のご質問にお答え申し上げます。

初めに、1点目の現在の返礼品を含めたPR状況についてお答えいたします。

村では、令和2年11月以降、ふるさと納税のポータルサイトへの掲載を開始し、現在ではさとふる、楽天ふるさと納税、ふるなび、ふるさとチョイスの大手4サイトと提携し、あわせて村のホームページにも案内を掲載するなどして、返礼品を含めたふるさと納税のPRに努めているところであります。

また、現在、900名を超える、さめがわファンクラブの皆様には、LINEを利用した呼びかけを行っているところであります。インターネットを介さないPRの方法といたしましては、村内の手・まめ・館、さざり荘、結びなどにもチラシを配置しているほか、首都圏等での物販イベントへの来場者や東京鮫川会の会員の皆さんに対し、返礼品の一例やポータルサイトのQRコードを掲載したチラシを配布するなどしてPRしております。

今後は、村の観光案内チラシやパンフレットへのふるさと納税の案内の掲載なども検討し、さらに広くPRしていきたいと考えております。

返礼品の協賛につきましては、随時、村内の事業者呼びかけており、当初約30種類だった返礼品は、現在60種類以上になっております。また、今年度におきまして、より広く返礼品として協賛を呼びかけるため、新たに返礼品提供事業者募集要領を制定し、村ホームページ、広報さめがわなどで周知し、参加事業者の募集を始めております。

また、先月になりますが、ポータルサイト委託業者経由で、プロカメラマンによる返礼品の写真撮影を無料で行っていただきました。サイトへの反映は、来年1月以降になる見込みですが、多くの反響に期待しているところであります。

次に、2点目の令和4年度の寄附金総額及び活用状況についてお答えいたします。

総額といたしましては、841万4,498円、件数で607件となっております。寄附金は、基本的には、ふるさとづくり基金に積み立てておき、次年度において取り崩して事業に充当するという仕組みを取っております。令和4年度においての活用実績といたしましては、鮫川村子育て応援祝金支給事業費に220万円、体育施設指定管理料に3万円、図書館の図書購入費に3万円、消防団の活動支援事業に7万円の合計233万円を活用しております。なお、令和4年度末における基金の現在高は3,676万1,625円となっております。

次に、3点目の現時点での前年同期と比較しての実績についてお答えいたします。

令和4年4月1日から令和4年12月4日までの実績といたしましては、338件で483万5,000円となっております。今年度は、4月1日から12月4日までで377件、507万1,000円となっており、昨年同期比件数としては、39件の増、金額にして23万6,000円の増となっております。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） ありがとうございます。前年同期と比べて多少上がっているよう  
あります。増えたということで、本当にありがたい限りであります。それと、先ほどさめが  
わファンクラブのお話出ましたけれども、このファンクラブ会員からの寄附状況というのは、  
どうなっているのかお伺いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 担当課長のほうから、説明させます。

議長（前田武久君） 総務課長、渡邊さん。

総務課長（渡邊 敬君） ただいまご質問のありますファンクラブの方の寄附の状況という  
ことでありますけれども、寄附された方とそのファンクラブの方のひもづけがされていない  
というふうに思っております。ですから、個別に名簿を見て、寄附いただいた方の名簿を見  
て、ファンクラブの方と比較をしないと出てこないというのが状況であります。

以上です。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 分かりました。これは、通告していなかったものですから、すみませ  
んでした。

やはり、そのファンクラブ、何百人もいるようでございますけれども、そういう中の、会  
員の中からの、そういう寄附状況、こういったこともやはり把握しておいたほうがいいのか  
なというふうに思っております。

それと、個人のふるさと納税制度と併せて企業版ふるさと納税制度というのがあります。  
企業からの寄附状況について、お伺いをいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） これも、担当のほうからご説明させます。

議長（前田武久君） 副村長。

副村長（鈴木大介君） 私のほうから、企業版ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税につきましては、ご承知のとおり企業が市町村に寄附をするという制  
度でございます。個人版のふるさと納税につきましては、役場としての実入りは5から6割  
になりますが、企業版ふるさと納税につきましては約9割が実入りということで、非常に村

としてもありがたい制度だと考えております。本村の状況につきましてではありますが、今年度に企業版ふるさと納税の制度を確立いたしました。現在、募集中、応募中でございます。ただ、我々のほうが、ただ単に手を挙げて難しいことから、専門の業者をお願いいたしまして独自にPRをいただき、その中で応募をかけているという状況ではございます。

今後につきましては、その応募の状況も見ながら、また村長、または私のほうでトップセールスを行いながら企業版ふるさと納税の拡充に努めてまいりたいと思います。

答弁のほうは、以上でございます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 分かりました。ありがとうございました。このふるさと納税制度でございますけれども、今後ずっと続いていくと思いますので、PR方法を工夫しながら、例えば村のホームページのトップページ上で、このふるさと納税が検索できるようになれば、納税先を選ぶ人からすれば見やすいのかなというふうに思っております。いろいろとその検討をしながら、村の魅力を発信して鮫川村を応援してくださる方が、さらに増えるように願います、私の一般質問を終わります。

窪 木 浩 一 君

議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

1番（窪木浩一君） 1番、窪木でございます。

村内の小規模事業者の負担増に対する村独自のサポートについて、村長にご質問をさせていただきます。

コロナ禍による影響が落ち着き、経済活動が活性化する中で、原材料や燃料費の高騰、円安などの影響もあり、小規模事業者の経営を圧迫しています。

また、10月からスタートしたインボイス制度などもあり、村内の事業者も実質増税、事務負担などが増えており、事業主の高齢化も相まって廃業を考える方も少なくありません。

さらに、今後予定される様々な増税スケジュールなどを鑑みますと、事業者のみならず一般家庭への負担も増えることが予想されます。

こういった様々な負担増から、村民の生活や村内の商工業者を守るべく村独自のサポートなどのお考えはあるのか伺います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員の村内の小規模事業者に対する支援策についての質問に対してお答えいたします。

今年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、社会経済活動が活発化する一方、長引く円安に加え、原油をはじめとするエネルギー価格や様々な原材料、資材価格等の高騰は、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしていることは承知しております。とりわけ小規模事業者においては、収益の低迷により資金繰りに苦慮しているとも聞いており、大変厳しい状況が続いているものと認識しております。

また、今年10月からインボイス制度が開始され、これまで免税事業者だった小規模事業者が取引継続のためにインボイス登録事業者になることで消費税の課税事業者となったケースもあると認識しております。

さて、村民の生活や村内の商工業者を守るべく村独自の支援策などの考えはあるのかのご質問についてお答えいたします。

村では、これまで新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている村内事業所に対する支援のため、地域げんき商品券を3回発行。また、原油や物価の長引く高騰の影響を受けている村民の家計負担の軽減と個人消費の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とした、まめな暮らし応援商品券を2回発行しております。

さらに、今定例会において3回目となる、まめな暮らし応援商品券発行のための予算を盛り込んだ一般会計補正予算を上程しておりますので、原案に賛同賜りますようお願いするものであります。これらは、全村民を対象とした村内の商店や事業者で使用できる商品券であり、今回を含めた6回の発行総額が約2億1,600万円となります。

現状、商品券の発行が村民生活に対する最も公平な支援策であり、同時に村内事業者への支援でもありと考えております。

そのほか、村では、商工業経営合理化資金等の融資を受けた商工業者に対し、福島県信用保証協会に支払うべき信用保険料の負担を軽減するための補助金を交付する制度を設けております。

今後につきましては、社会情勢の動向を注視しながら、必要に応じて支援策を検討してまいりたいと考えます。

以上を申し上げます、1番、窪木浩一議員の質問に対するお答えとさせていただきます。  
議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。



1番（窪木浩一君） ありがとうございます。村内の事業者のサポートは、地域の活性化につながると思っていますので、ぜひともご検討よろしく申し上げます。

関連することとしまして、もう一つご質問させていただきます。

一般家庭などでも、賃金が上がらない中で負担増も多く、働き盛りの現役世代が子育てや生活をする中で精いっぱい、貯蓄等をする余裕がない若者世帯が増えているそうです。村長が、選挙の際に掲げた地域活性化の中には、雇用の創出、所得の向上が含まれておりました。こういった施策をお考えか伺いたいと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私、まず考えたのは、関係人口の創出から入っていきたいと思っていました。まずは、いつも私、村長選でお話したのは、さざり荘の周辺の景観整備、これを整備することによって関係人口が増えます。関係人口が増えれば、地元の商工業、もちろん商店街、あとは村の各施設の収益が潤うと思います。収益が潤えば、雇用もできるものと思います。また、今、新規就農者、これも村の手当てをいたしまして、できるだけ農業に従事していただいて、そこで収益を上げるような構築を考えているところであります。

以上です。

議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

1番（窪木浩一君） ありがとうございます。これからも、村民が末永く安心して暮らせるように地域の事業者の活性化を、しっかりと協力、模索していければと思います。

以上で、私の一般質問を終えたいと思います。

本 郷 弘 義 君

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義。

今議会に当たり、通告どおり質問をさせていただきます。

高齢者の生きがいづくりについてですが、今、日本の平均寿命が世界一になっております。男性が81歳、女性が87歳。健康寿命という言葉があります。健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことだそうです。男性が72歳、女性が75歳。そこで、村内の全ての高齢者が、健康寿命を延ばし生き生きと暮らせるような施策、一人一人が学習、趣味、スポーツ、社会活動など様々な方法で生活を楽しみ、生きがいを見つけるような施策

を伺います。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の高齢者の生きがいくりにについてのご質問にお答えを申し上げます。

我が国の高齢化は、世界に例を見ない速度で進んでおり、団塊の世代が全て高齢期に入ることにより、高齢者人口がさらに急激に増加することが見込まれております。

本村におきましては、12月1日現在の高齢化率を見てみますと、42.09%と右肩上がりです。年々増加している状況にあります。

そのため、全ての高齢者が健康寿命を延ばし生き生きと暮らせるように、社会参加、生きがいくりの支援、各種福祉サービスの提供など、高齢者ニーズに即した支援施策を推進してきたところでもあります。村では、鮫川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、「いきいきと ともに支え合い 安心して暮らせる村」として、介護予防や健康寿命を少しでも延ばし生き生きと暮らせる社会実現に向けて、筋力づくり教室、健鮫運動教室や地域で行われているサロンなどへの支援を行っております。

健康寿命を延ばすためには、個人の取組も重要であります。要支援者とならないためのフレイル予防のため、定期的に運動をし、筋肉や関節、骨の運動機能を維持すること、また、読書や絵を描くことなどにより、脳を積極的に活性化させることは、要介護要因1位である認知症予防にもつながります。体と脳をしっかりと活性化させることが、健康寿命を延ばすために重要であります。村としましては、その方法等について、様々な機会を捉えて周知してまいります。

次に、生涯学習や社会活動につきましては、全ての高齢者が生き生きと暮らせるよう、公民館、社会教育団体、スポーツ団体などが様々な活動の場を提供しております。

教育委員会による公民館事業では、高齢者を対象とした社会学級があり、今年で55年目を迎え、安心した生活のための講話、創作活動、村外研修など教養を深めながら、同年代の仲間との楽しみを求めた活動が行われております。そのほか、石田みそ造り、ゴルフ教室、ボウリング教室、竹灯籠作り教室、雪山トレッキングなど幅広い年代が参加できる講座も開催しております。また、村の文化団体においては、民謡、詩吟、俳句、短歌、語り部など、同じ趣味や特技を生かした文化、芸能活動が行われております。さらに、村スポーツ協会と特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブでは、グラウンドゴルフ、ウォーキング、登山な

ど多世代にわたり楽しめる活動を展開しております。

それぞれの団体が様々な事業を展開しておりますが、多くの講座等に参加される人は限られており、参加されていない方への掘り起こし活動が大きな課題であるため、引き続き高齢者の皆さんが興味を持って気軽に参加していただけるような環境づくりに努めてまいります。

以上で、2番、本郷弘義議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） 丁寧なご答弁、本当にありがとうございます。事細かな事業展開しているということで、本当に心強く感じております。現在、80歳を超えても現役で活躍している高齢者が、数多くいらっしゃいます。これからも増加していくものと思いますが、大事なのはやはり健康寿命を延ばすことと考えられます。健康寿命が延びれば、当然その時間の利用が問題になってくると思います。高齢者が一堂に集い、健康増進や教養の向上、コミュニケーションなどの活動の場が必要になります。高齢者がひきこもりがちにならず、仲間づくりと健康維持のため、ゲートボール等で楽しむことは大いに希望することではないかと思えます。

また、現役時代、培ってきた経験や能力、知識を生かして働くこともできる機会をつくっていただきたいと思えます。我が村には、シルバー人材センターがあり活躍されておりますが、さらに、専門的な技能を生かし村民のニーズに応えた作業をすとか、また専門の知識や技術の伝授を行うとか、できる機会があれば、まさに趣味と実益を兼ねた活動ができ、さらに、生きがいを感じることもできると思えますが、いかがでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁。

村長（宗田雅之君） 健康寿命というのは、毎日の生活を楽しく元気に過ごすことだと、私も認識しております。例えばこういう地域づくりの中でも、例えば西山地区で行いました豊年盆踊りなど、ああいうのを通して若い世代から高齢者に至るまで、本当に私あそこに行ったときに、にぎやかにお互いが楽しくやっていたと感じております。ああいう文化、芸能を生かしたつながり、これも本当に高齢者の生きがいづくりにつながるとも思っておりますので、そういう地域の文化、芸能、そういうのに対してもしっかりと村も検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） ありがとうございます。今の高齢者の方々が、若かった頃、多くの作

業が人力で行われていました。それが普通の生活と思い、これといった不自由さも感じず農林業に携わってきたものと思います。現在は、ほとんど機械化され生活も豊かになり、誰もが衣食住、満たされた生活をしております。その諸先輩方の功績の下に、私たちの今の生活があります。その方々全ての皆さんに、楽しい人生ですとっていただきたい。そのための施策を、ぜひ充実していただきたい。

村内各区ごとに、長生会があるそうです。その方々が一堂に会して、ゲートボールを楽しんでいらっしゃいます。目的は、地区の仲間のコミュニケーションと健康増進のためと聞いております。その方々が、自分たちで、マイゲートボール場を造り整備し利用しております。多彩な方々が多くいらっしゃるので、できることだと思いますが、やはり場所により不自由さがあり、なかなか使いにくいところもあるようです。利用者より、整備の要望等がありましたら、ぜひ耳を傾けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） この前ですか、カロッチャというんですか、カロッチャ大会が村で行いました。これは、非公式スポーツですか、これ私、ご招待、行ってたまげたんですけども、100人近い高齢者の方が集まっておりました。本当にこういうイベントというのは、仲間づくりのため、そして健康づくりのためにいいなと思って、つくづく感じてきました。まして、地域の仲間と一緒に運動をする、そういう場所の提供も、もちろんこれは行政として、当たり前なことだと私は思っておりますので、検討してまいりますのでよろしく願います。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） 大変深いご理解をいただきまして、ありがとうございます。立派な競技場が欲しいというわけではありませんので、気軽に楽しめる施設、そういうことの整備をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

遠 藤 貴 人 君

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

7番（遠藤貴人君） すみません。今定例会での一般質問の最後を努めさせていただきます。お付き合いのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

先日、一般質問通告をさせていただいたところ、過日の議会運営委員会を経まして協議さ

れた結果、今定例会で発言の機会をいただいたことに対しまして、まずは感謝を申し上げます。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を、監視することを重要な役割としており、一般質問の質問権は議員固有の権利とされています。あまりに不毛な内容の愚問であったとしても、議員の権利の概念が存在する以上、内容に関する制限を与えることは困難であると考えます。仮に、質問内容が取るに足らない場合は、議員自らが戒めるべきであり、地方自治法第132条には、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されています。

鮫川村において、最大かつ強力な権限を持つのは行政機関の長、すなわち村長であり、また我々議員も行政機関を監視する役割を持ち、行政執行に与える影響は多大です。したがって、村長や議員という公職の立場にある者は襟を正さなければなりません。自分の考えが公正なことかどうか、自ら襟を正すことが重要です。ないことは存じておりますが、万が一にもその地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図るようなことがあれば、これらの事実確認を、一般質問として行うのは議員として当然の行いです。これらの倫理観に基づき、今定例会での一般質問をさせていただきます。

旧交流施設についてです。

旧交流施設を運営している方が管理するソーシャルネットサービス、ほっとはうす・さめがわで10月18日に、ここから原文まま引用します。「行政が新体制になり、撤退することといたしました」引用ここまでです。の書き込みがありました。これについて、以下の点をお伺いします。

今現在、貸付けの契約は継続していますか。

この施設の運営を、今後どのように展望していきますか。

「この4年間で村のよさが次々と壊れる。早急な村政の立て直しが必要です」という配布物の中で、「5年間無償で貸し付け、委託料140万円支払い」との記載がありますが、管理者に委託料の支払いをしていたのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の旧交流施設についての質問に対して、お答えいたします。

まず、1点目の今現在、貸付けの契約は継続しているのか、ご質問についてですが、11月

30日付で契約を解除しております。

契約解除までの経過について申し上げますと、10月5日に契約の相手方から、施設を維持していくのが厳しいため撤退したいといった内容の電子メールが農林商工課に届きました。その後、これまでの運営状況等を鑑みて、物件の保全義務違反、実地調査等忌避による契約違反と判断したため、11月1日付で村から相手方に対して、契約解除通知を送付したところです。

次に、2つ目のこの施設の運営を、今後どのように展望していくのかのご質問についてお答えします。

契約が解除となり、当面は閉鎖ということになりますが、地元、葉貫集落の皆さんのご意見、ご要望などをお聞きした上で、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問、管理者に委託料の支払いをしていたのかについてですが、貸付契約の相手方に対しての委託料の支払いはしておりません。

令和4年度においては、消防設備点検業務や浄化槽維持管理業務に要する経費、自動体外除細動器の借料、火災保険料など、契約上、村が負担することになっている経費のほか、貸し付ける時点で不具合のあった設備の修繕費用を支出しており、その額が139万2,123円で、約140万円ということであります。

以上を申し上げ、1番、遠藤貴人議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 11月30日に、まず11月1日に契約解除の通知をして、11月30日に契約の解除になったというようなお答えをいただきました。これ実は、契約の解除になったということなんです、そこにちょっと何か、前段があるような気がいたしております、こちらをちょっと確認させていただきたいんですが、まず先ほども申し上げましたように、この旧交流施設を運営管理されている方のソーシャルネットサービスに、2023年、今年の7月29日、このような書き込みがありました。こちら、全て原文のまま引用しております。「事実確認で電話したら、いきなり、あんた呼ばわりされて勝手にキレられ話にもなりません。あんまりですよ、開館以来、一度も足を運んだこともないのに、好き勝手言っちゃって」といった書き込みがありました。

まずお伺いしたいのは、このような事実はあったのでしょうか、お伺いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） この事実あったかないかというお話でございますが、これは、私、突

然、電話ありました。そして、私もいろいろ選挙だなんだという中での電話でありましたので、どういうお話をしたとかしなかったとかという、そういう確かな確証はありません。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） それでは、重ねてお伺いいたします。

開館以来、一度も足を運んだことがないというような記載がありましたが、開館以来、一度も足を運んだことはないのでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 一度も足を運んだか運ばないのかという話以前に、私はあの前を商売上何度も通っています。通るたびに、あの場所は、草はぼうぼう、中をのぞいたらば、ほこりだらけ、そういう状態であったのは議員も、あそこ現場視察に行ったことがあると思いますから、よくご存じのことと思います。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） 私も議員の議案調査の中で、営業開始する前、そのときに伺いました。しかし、私がここで質問していますのは、私のこれは個人的なことですけれども、実は、その営業しているときに、利用しようと思って実は予約を友達数人で入れました。ただ、その中で都合がつかなくなった者がいまして、予約を取り消していただいたというようなことがありましたので、いずれまた利用しますということだったんですけれども、その後、こういったことで閉館ということになりましたので、私自身は一度も利用をしていません。そういった意味で、私は村長に、利用をされたことはありますかというようなことをお伺いしております。通ったとか、見たとか、そういうことではなくて、こちらで食事をしたとか、宿泊したとか、お風呂に入ったとか、そういった利用をされたことはありますかということを質問しています。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私の見解ですから、あの現状を見たときに利用できる状況であったか、ことを鑑みたときには、私は足を運んでおりません。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） そういった7月の投稿がありまして、その後、正式に先ほど契約の解除になったのは、そういった日付だと思うんですが、10月18日です、その日にも記載ありま

して、「皆様、短い間でしたが、ご愛顧いただきありがとうございました。行政が新体制になり、撤退することといたしました。お世話になりました皆様、心から感謝いたします」というような書き込みがありました。私は、片方を聞いて沙汰するつもりはありません。実際に、こちらの運営を管理されていた方に、問題がいささかあったということも議員の活動の中で、担当課の職員の方からも聞いていますし、そちらも承知をしております。令和5年4月に面談を申し込んだところ、面談の拒否もされているというようなお話も伺いました。

ですが、今、申し上げたような7月の書き込み、そして10月、行政が新体制になり、撤退することにしましたというようなことを、こちらの通告文のほうにも書かせていただきましたが、そういったやり取りが、全てとは申しませんが撤退の要因の一つとなっていないのかというふうに感じるんですが、村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 何というんですか、何というんだ、課長に詳細を、今のこの星さんとの、今までの経過をきちんと説明していただければ分かると思いますけれども、新体制になったから私は撤退します、これはとんでもない話ですよ。これは、自分の経営内容がきちんとできない状態で経営していて、そういう中で、自分の責任の中で撤退するようになって、それを人の責任になすりつけるような経営者では、何をやっても私は駄目だと思います。本当に私は、星さんという人がある程度は信用したほうであります。

ただ、最初に議案調査に行ったときに、彼女の言葉にちょっと疑問を感じました。これは、村の業者ときちんとお話を今はしておりますと、そういう中で、今後またお話を一緒にやっていきたいと思いますという答弁をしております。そういう中で、私も疑うわけではないけれども、その一緒にやっていきたいという方にお伺いを立てたら、一切話は聞いておりません、そういう中で、そういう人に私らは、最初からもうこれは駄目でしょうという頭で拒否をしました。当座議員が10人で、9人のうち4人は反対したと思います。4人の反対した人は、みんな事業家です。事業家は、どういう人が事業が成功をするかしないかは、ある程度見えるんですよ。そういう中で、私は、それは当たるか当たらないか、それは分からないです。そういう対応とかなんかを見れば、ある程度、私は読めますし、逆にああいう方、一生懸命事業をやるうとして、この村に来て本当に私も成功させたいと思っておりました。

今度、農業関係で、畜産関係で、村に女の子が入ってきました。これも、私もきちんと成功させたいと、やりたいと思いで、ある畜産農家で研修してきた例でしょうという思いで、



研修させて、今はまた行っていないと思いますけれども、商売というのは簡単に夢物語ではできないんですよ。

そういう中で、私は心配したんですけれども、当座5人の賛同を得て、遠藤君もその賛成の一人だと思いますよ。ただ、そういう賛成する人だって、その人の相手の立場、考えたときに、本当にやらせていいか悪いか、これはやっぱり判断してやるのも、これは大切なんですよ。ただ単に、あんたやってくださいと預けて、結果責任こういう状態で彼女は撤退していくわけですよ。本当に、彼女の人生にとって、本当の大した汚点だと思いますよ、私は。ただ、私は心配するから、本当に事業を成功してもらいたい、そういう思いで彼女ともしゃべっていますし、あとは面談を、今、私は拒否したという話でありますけれども、そんな事実は一切ございません。

今回も契約解除に向けて、彼女とお話ししようとして、これも担当課長も、課長補佐も現場に行っています。4時に約束したのが、4時半になっても来ておりません。そういう方ですよ。そこを、よく認識して質問していただきたいと思います。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） まず、再質問する前に、私は質問の中で旧交流施設の運営管理者ということで申しております。この場で固有名詞、出すことは、いささかはばかれたほうがいいのかなというふうに私は感じておりますので、固有名詞はお控えなされたほうがいいというふうに感じております。

それから、すみません、ちょっと度忘れしました、思い出します、ごめんなさい。すみません、ちょっと思い出せませんので、ちょっと質問をちょっと変えます。思い出しました。

私も、先ほど来から申していますけれども、片方を聞いて沙汰するつもりはありませんよということを申しています。村長とか、その執行側だけに問題があったということは、私はここでは申していないんです。本人にも、やはり面談の拒否をしたり、そういった利用人数とか、そういった資料を提出してくださいというような求めにも応じていないというのも、私も伺っているんです。ですから当然、村長おっしゃるように、運営管理者に、もちろん問題があったのだらうと私も冒頭申しております。

ただ、そこではなくて、こうやって電話した中で強い口調で言われたとか、そういったことが撤退する要因の一つになっていませんかというようなお伺いをしていますので、なっていないと思えばなっていないと答えていただいて結構ですし、私はなっていないかという

ことをお尋ねしていますので、繰り返しになりますけれども、そういった撤退をする要因の一つとなっていないかを、もう一度お伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私は商売というのは、誰が言ったから言わないから、商売はできませんとか、撤退していきますかとか、本当に商売のイロハというのを分からない方の、私はお話だと思っております。私は、そういう意味で彼女を信頼する面で、そういうことを言ったから、出ていったんだとは思いたくありませんので、それ以上、以外はないです。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤。

7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。そのようにお答えいただければ、結構でございます。

それでは、2つ目の この施設の運営を、今後どのように展望していくのかということに関しまして、関連して再質問をさせていただきます。

常々、村長は交流人口、関係人口を増やすということをおっしゃっておられます。それは、ここにいる皆さんの共通認識であろうというふうを感じるわけではありますが、このほっとはうすが閉館ということになりますと、事業展開する上で非常に不便になってくるのではないかなというふうに感じております。もう一つ宿泊施設が、村内には公設民営でありますけれども、そちらの金額設定って非常にやっぱり高いんですね。当然それは民宿ですから、ある程度、金額を設定するのは当然だと思うんですけども、やはり学生とか、それから、お金の自由が利かない若者などと交流していく上で、このほっとはうすというのは、非常に重要な拠点になるんだろうなというふうには私は感じるんですけども、村長はいかがでしょう。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） まず、あの場所、本当に私は昔から、あの場所がいいなと思っております。まず、地域の方、ああいう集合施設、今ない中で、ああいうところにああいう施設があれば、私もよく言っている高齢者集合住宅だとか、もろもろ、ああいうものにも利用できるのかなと、それは、あくまでも地域住民の考えでありますし、相談しながら決めたいと思っております。

また、ここ何日前ですか、東京農大の入江先生とも話す機会がありました。これは、真坂の集落に来ていたと思うんですけども、そんな中で、たまたま会う機会がありましたん

で、お話ししたらば、ぜひとも東京農大あたりも利用したい施設だなという思いは聞いております。それらも含めて、今後検討していきたいと思っております。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） こちらの施設を中心とした、その交流人口、関係人口の増加というものも、振興計画に恐らくうたわれていたと思いますので、今、村長から、そういった大学の先生のお話もあったということですので、ぜひ前向きに、ご検討いただければなというふうには感じておりますけれども、先ほど、ただ質問の答弁の中で一旦は閉館しますというふうなお話だったんですけれども、今年度は、修繕費として火災保険料、消防設備点検業務、浄化槽の維持管理など65万円の金額を予算化しておりますが、来年度は、閉館するとした場合、それらの各維持費を計上はするのでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 担当課長から、答弁させます。

議長（前田武久君） 農林商工課長、舟木正博君。

農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長の舟木です。

ただいまの再質問について、お答えいたします。

ほっとはうす、当面、契約が解除になって当面は閉鎖となると、先ほど村長が答弁いたしました、今後の活用方法が、これから検討することになりますが、地元の人のご意見も伺いながら今後の方向性について検討するわけなんです、次の活用方法が決定するまでの間は、各種契約を一旦解除、警備につきましても、あと電気料も含めてなんです、当面、それまでは契約を解除するという方向で、今、考えておりますので、来年度の予算につきましては、最低限の維持管理については、これから維持をするかどうかについては、今、課内で協議中でございますので、今現在のところ、そのような感じで考えております。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） そういった契約も解除していくというお話、今、担当課長からありましたけれども、この村内の方が受け取ったこの配布物の中に、「交流施設としてあれほどにぎわった施設が、無残な姿になっている」というような記載があるんですけれども、今のお話を伺っていると、運営管理してくれる人も辞めて、そしてそのまま次の方が見つかるまではというようなことでしたので、ますます荒廃していってしまうんじゃないかなというような、ちょっと危惧があるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 貸付けなんですけれども、誰でもいいというわけじゃないと思うんですよ。今度みたいに委託して、こういう状態で撤退していく、そういう流れではなくて、きちんと地元の人、関係各位の方ときちんと相談して、今後の方向性を決めていくのが、今後の手・まめ・館の将来性が見られるんじゃないかなと思っております。

議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

副村長（鈴木大介君） じゃ、補足で、副村長でございます。

今、手・まめ・館ではなくて、ほっとはうすの話ということでの補足になります。施設の管理につきましては、村のほうで所有者が村となっておりますので、村のほうで適切に管理していく、例えば草刈りであったり、ほかのものであったりということ、例えばですが、旧診療所も使われておりませんが、村のほうで今、適正に管理しているという状況ですので、それと同じレベルで考えていただければよろしいかなと思います。

私のほうからは、以上となります。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） 私個人的な話になりますけれども、ですからやっぱり、これ村で管理していったほうがいいんじゃないかなというのは、俺、最初から一貫して村で管理を、ほっとはうすは村で管理していくべきだというものを、ずっと訴えてきましたけれども、これ議会民主主義なので、ほっとはうすは閉館となり特別会計が締められ、そして民間の運営管理者に委託されたというような流れで、そして、事ここに至っているというふうに感じているんですけれども、私個人としては、ぜひこれは村で、もう一度運営管理をしていただいたほうが、よろしいんでないかなというふうに感じるわけでありまして。

なぜなら、これ交付金を頂いて造った施設でございますので、令和10年度末まで壊したり、売ったりすることができないというふうになっております。ということは、令和11年3月まで、あと6年間あるわけございまして、6年間、村長も、なかなか誰でもいいわけではありませんよというふうにおっしゃってましたので、村が希望するような経営者が現れてくれば、それは幸いですけれども、ハードルが高くなる以上、これやっぱり間口が狭くなっていきますから、なかなか経営者が現れるということも少なくなってくるんだらうというふうに考えますと、6年間、あのまま放置されるような建物になってしまっただけでは、非常にもったいないなというふうな感じもしますし、交付金を頂いて建設している以上、その交付金のひもが切れるまでは、これは村で面倒を見ていくというのが、そこがやっぱり責任でないか

なというふうにも思いますので、その点についても、これから十分前向きなご協議をさせていただきたいというふうに感じております。

それでは、3つ目の質問に対する関連の再質問をさせていただきます。

先ほど来話ししました、こちらのチラシについてのことになるんですけども、まず、その先ほどお話がありましたとおり、令和4年度、そして5年度、これ旧交流施設の予算執行状況ということで、こちらに数字書いてございます。やっぱり令和4年度で非常に大きかったのは、ボイラー、給水管、誘導灯のこの修繕料ということで、これ77万円予算化されていまして、この77万円が含まれた、あとほかの固定費って、令和4年、5年あまり変わりありませんので、こちら77万円を含んだ139万円という、およそ140万円というのが令和4年度の予算で執行されております。令和5年は、そういったボイラーとかの修繕料がなくなっていますので、消防設備の点検、浄化槽維持ということで、およそ65万円、あとA E Dのこれ借料ということで、7万8,000円ということで65万円の予算計上がされております。

こちらは、この予算書の中に、当然この予算の計上されているんですけども、これなかなか、やっぱりその予算書を読むというのは、職員と議員ぐらいしかできなくて、私もこれ予算書読むまでに、相当大分苦勞をしましたけれども、なかなか村民の一般の方が、この予算書を読み込んで、予算書を持っていけば、読み込めれば、これちょっと記載が間違えているな、なんていうふうに気づくこともあるかと思うんですけども、村民の方、なかなかそれは読むことできませんので、非常にこの配布物って、僕、重要だったんだろうなというふうに感じているんですが、まず、1点目にお伺いしたいのは、この配布物は、これ村長自身が文字を起こしたものでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） もちろん私が出したわけでございます。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） ということは、最終的に印刷、そして配布するまでに最終的な確認も行ったということよろしいでしょうか。

村長（宗田雅之君） もちろんそうだと思います、はい。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） こちらの配布物には、「5年間無償で貸し付け、委託料、140万の支払い」と書いてあるんですが、こちらの文書は、先ほどの答弁にもありましたが、委託料を支払っていませんよというような答弁が村長自身のご答弁でありましたので、こちらに記載

されていることと、今の答弁が違うわけではありますが、非常にこれは、村民の方を混乱させてしまうというようなことになるのではないかなと感じているんですが、その点はいかがでしょう。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） これ私の認識違いだったか分からないですけども、今年の6月議会で、今の議長、前田武久さんの質問、議会だより見ていただければ分かると思いますけれども、その質問の中で、事業所の修繕料77万円の内訳説明と、公費、公費ですから委託料入りますよね、公費約140万に対する還元効果ということで質問しております。それに対して、担当課長、元の村長、これも全然否定しないで、これに対しての答弁はしております。これは、遠藤貴人議員も議会だよりの編成をやっているわけですから、確認していただければ分かると思います。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） すみません、今、ちょっと理解が私、進まなかったんですけども、当時の前田議員の質問に対して、時の村長、そして担当課の課長の答弁が、この配布物に記載をされているような答弁だったということですか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） そうじゃなくて、私は、そういう中での話だから、私も、もちろんそれは委託料という思いで書いております、公費ということで、答弁しておりますんで。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） 承知しました。じゃ、そのときは公費ということで、委託料というような理解だったけれども、実際は、先ほど答弁があったように、違っていたということですね。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） そうだと思います。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） 承知をいたしました。勘違いだったということであれば、これ誰でも勘違いをすることはありますので、勘違いだったと言われれば、それまでなのかもしれませんが、それを引用して、やはり配布物を作るというのは、非常に責任として、やっぱり重いのかなというふうを感じるんですけども、私は重いと感じるんですけども、村長自身は

どのように感じておられますか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 委託料とか、設備費とか、これは140万、それ以上かかっていると思いますけれども、あくまでも村民の血税なんですよね。村民が一生懸命働いて村のために納税した、そういう中からお金を支払っているわけですよ。そういう中で、確かに私は書き間違ったかは分かりませんが、血税の中で使っているそういう大事なお金を、どうですかというお話で出しているわけです。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

7番（遠藤貴人君） 血税という観点でいえば、我々もらっている給料も血税ですから、それに見合うだけのきちんとした仕事で、返さなければいけないんだろうなというふうに感じますけれども、もちろんこの経費の部分に関しても、こういった執行されている部分に関しても、もちろん村長おっしゃるように、これは血税ですけれども、やはりその血税が、こういった形でこの予算を執行されているのかということに関しては、非常にやっぱり大事なことであるだろうなというふうに、私は感じていますし、ですから、だからこそ運営管理者の方も、事実確認をするために連絡をしてきたんだろうなというふうに感じておりますので、非常に我々議員も含めて議場の中でも外でも、やっぱり発言は大変重いということでありますので、発言に関してそういった文章を出すときなんか、十分注意していかなければいけないなというふうに感じております。

最後にですが、私がなぜこういう質問をしたかということ、これ別に村長が憎くて当然しているわけではなくて、なぜならですよ、やっぱり選挙を通して勝ち抜いてきた村長ですから、村長のことを当然尊重して、これは我々議会も向き合っていかなければいけないというふうなことは、十分承知をしております。しかしながら、やっぱり規則を遵守したいんですね、私は。私、田舎者というふうに、ある方から言われまして、田舎者って、私、着ているものも最新式のものを着ていますし、食べているものだって、今のものを食べているのに、田舎者ってどういうことなんだというふうに感じましたけれども、何のことはないですよ、考え方が前時代的で、今の時代のニーズに合っていないから田舎者というふうに言われただけなんです。

だから、鮫川の常識が、やっぱり世の中の非常識になってしまっただけで、困るなというふうには私は感じていまして、法令をとにかくやっぱり、ルールをやっぱり守っていきたくて、遵守

したい、行政の運営も議会の運営も規則を守らない振る舞いが、あったというふうに私はずっと感じております。ですから、我々先ほど冒頭で申したように、公職にある者は、やはり襟を正していきましょうというような思いでありますので、どうぞその部分を共有させていただいて、強く訴えをさせていただいて、今定例会の私からの一般質問をさせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩します。

（午後 2時15分）

議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

議案第64号～議案第65号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第5、議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例から、日程第6、議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第64号から議案第65号までの2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村活性化基本計画に基づき、再生可能エネルギー発電設備の整備を併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事業に充てるための基金を設置するために、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、本村の簡易水道事業及び集落排水事業について、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、地方公営企業法の一部を適用するに当たり条例を制定しようとするもので



あります。

以上で、議案第64号から議案第65号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

議案第66号～議案第70号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第7、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第11、議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第66号から議案第70号までの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会の勧告に従い、行政職給料表の改正及び期末・勤勉手当の支給率並びに通勤手当の上限額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第67号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正等により、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給すべきものとされたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に合わせ、勤勉手当の支給対象から除外されていた会計年度任用職員の規定を削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第69号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに開始される戸籍電子証明書等の手数料に関する規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産した被保険者等の国民健康保険税について、産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を年額から減額する規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で、議案第66号から議案第70号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

#### 議案第71号～議案第78号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第12、議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第19、議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第71号から議案第78号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和5年度一般会計及び各特別会計の補正予算のうち、歳出予算の各款項目に計上されております2節給料の増額補正は、福島県人事委員会勧告に基づきます職員の給与に関する条例の一部改正による増額改定によるもの、また、3節職員手当等の増額補正は、県人事委員会勧告に基づく期末・勤勉手当の支給割合の変更によるもの、4節共済費の増額補正額は、2節給料及び3節職員手当等の増額補正に伴い共済組合負担金を補正するものとなっておりますので、これらの人件費につきましては個別の説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、各科目の減額補正につきましては、主に事業の完了に伴い予算を整理するためのもの

のでありますので、同じく説明を省略させていただきます。

各会計の補正予算の事業費、内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。  
議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額32億8,267万9,000円に対し、今回、1億6,494万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を34億4,762万4,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税1億円の増額につきましては、令和5年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

次に、14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金2,028万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,457万1,000円及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金627万円を受け入れ、地方創生推進交付金2,055万6,000円を減額するものであります。

同じく4目1節道路橋りょう費補助金1,058万8,000円の減額補正につきましては、社会資本整備総合交付金が減額されたものであります。

同じく5目1節教育費補助金135万4,000円の増額補正につきましては、学校施設環境改善交付金を受け入れ、小・中学校の防犯カメラの設置事業に充当するものであります。

次に、15款県支出金、2項4目2節林業費補助金1,347万円の増額補正につきましては、ふくしま森林再生事業費及び広葉樹林再生事業費を受け入れるものであります。

次に、3ページをご覧くださいまして、16款財産収入、2項1目1節物品売払収入1,643万6,000円の増額につきましては、不用となりました公用車4台の競売による売払いによるものでございます。

次に、17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金200万円の増額補正につきましては、

団体からの寄附金ほかを受け入れるものであります。

同じく 2 目 1 節農林水産業費寄附金1,000万円の増額補正につきましては、青生野太陽光発電所の売電収入の一部を農林業振興協力金として受け入れるものであります。

次に、21款村債、1 項 1 目 1 節辺地対策事業債410万円の増額補正につきましては、村道路線舗装補修事業費の確定によるものでございます。

同じく 2 目 1 節過疎対策事業債460万円の増額補正につきましては、村道橋梁修繕事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、10節需用費150万円の増額補正につきましては、燃料費の高騰に対応するため光熱費を増額するものでございます。

同じく 5 目 7 節報償費34万円の増額補正につきましては、ふるさと納税に対する返礼品に要する経費であります。

24節積立金5,200万円の増額補正につきましては、ふるさとづくり基金へ200万円、財政調整基金へ5,000万円を積み立てるものであります。

同じく 6 目企画費、5 ページをご覧いただきまして、27節繰出金742万1,000円の増額補正につきましては、バス車両の購入のために借り入れた公債費の繰上償還のため、村営バス事業特別会計へ繰り出すものでございます。

同じく 9 目情報推進費、14節工事請負費344万3,000円の増額補正につきましては、村所有の光ファイバーケーブル2件の移転に要する工事請負費でございます。

同じく10目臨時特別給付金給付事業費、18節負担金、補助及び交付金1,680万円の増額につきましては、住民税非課税世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援給付金本体といたしまして、また、10節需用費 9 万 2,000円の増額、11節役務費 4 万 4,000円の増額補正につきましては、給付金の給付に要する事務経費を計上してございます。

6 ページをお開き願います。

同じく 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12節委託料627万円の増額補正につきましては、住民基本台帳システム改修業務に352万円、戸籍附票システム改修業務に275万円を計上しております。これらの財源には、国庫補助金627万円を充当するものでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 4 目介護保険事務費、27 節繰出金144万7,000円の増額補正につきましては、介護保険に関するシステム改修に要する経費分などを繰り出すものでございます。

同じく 5 目障害者福祉費、12 節委託料55万円の増額補正につきましては、令和 6 年度の報酬改定、その他の制度改正に伴うシステム改修業務に要する経費でございます。

8 ページをご覧ください。

同じく 2 項 1 目児童福祉総務費、12 節委託料674万3,000円の増額補正につきましては、現行の鯨川村子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせまして、さらに深化したこども計画を策定することも視野に入れ、アンケート調査などを実施するための経費でございます。

9 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費、22 節償還金利子及び割引料947万6,000円の増額補正につきましては、令和 4 年度における新型コロナウイルスワクチンの接種などに要する経費の精算による返還金などであります。

同じく 4 目環境衛生費、18 節負担金、補助及び交付金111万9,000円の増額補正につきましては、飲料水確保対策事業補助金を増額するものでございます。

続きまして、10 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費のうちの次、11 ページに飛びまして、ご覧いただきまして、24 節の積立金1,000万円の増額につきましては、寄附金として受け入れた青生野太陽光発電所の売電収入の一部を農山漁村活性化基金に積み立てるものでございます。

同じく 2 項 1 目林業総務費、12 節委託料1,692万円のうち、ふくしま森林再生事業整備業務1,232万円の増額補正につきましては、県補助金の追加配分を受け入れて森ノ前地区森林整備業務を年度前倒しで完了を目指し増額するものでございます。

また、広葉樹林再生事業整備業務460万円の増額補正につきましては、県補助金の交付額が決定したため増額補正するものでございます。

7 款商工費、1 項 1 目商業振興費、12 節委託料3,065万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、全村民に商品券を配布するための経費を計上しております。

次に、12 ページをお開きください。

8 款土木費、2 項 2 目道路新設改良費、14 節工事請負費536万9,000円の減額補正につきましては、国庫補助金の減額に伴い事業費を減額するものでございます。

次に、13 ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、10節需用費330万1,000円の増額補正につきましては、令和6年度から使用される教科書が新たに採択されたため、教師用の指導書などを購入する経費でございます。

同じく3項中学校費、14ページにかけてご覧いただきまして、1目学校管理費、14節工事請負費153万3,000円、一番上の上段でございますが、153万3,000円の増額補正につきましては、体育館の放送設備が故障しているため、その修繕に要する経費でございます。

同じく17節備品購入費37万円の増額につきましては、特別教室等で使用している暖房機が故障しているため、その買換えに要する経費でございます。

同じく5項2目公民館費、10節需用費91万8,000円の増額補正につきましては、公民館の誘導灯の改修などの修繕工事に要する経費でございます。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、12節委託料82万3,000円の増額補正につきましては、体育施設指定管理業務に係る経費のうちトレーニングセンターのプール管理に関しまして、この夏の猛暑であったことからプールの水温を低下させるため、大量の水道水を使わざるを得なかったことによる光熱費の不足分を増額するものでございます。

15ページをご覧ください。

同じく3目学校給食費、27節繰出金402万7,000円の増額につきましては、学校給食センターの真空式ボイラーの更新費用、光熱水費及び燃料費の高騰による不足分を学校給食センター特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第72号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,249万8,000円に対しまして、今回145万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,394万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金132万円の増額補正につきましては、特別調整交付金といたしまして、制度改正に伴うシステム改修に対する交付金を受け入れるものでございます。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金13万1,000円の増額補正につきましては、人件

費の補正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費、12 節委託料132万円の増額補正につきましては、制度改正に伴う賦課システム改修業務に要する経費でございます。

次に、議案第73号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の24ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の24ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5,666万9,000円に対しまして、今回149万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5,815万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の25ページをご覧ください。

5 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入15万6,000円を増額補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費を受け入れるものでございます。

6 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節診療所費補助金42万9,000円を増額につきましては、令和4年度に導入しましたオンライン資格確認用備品に対する補助金といたしまして受け入れるものでございます。

7 款県支出金、1 項 1 目 1 節診療所費補助金90万5,000円を増額補正につきましては、コロナ患者に対する医療を提供するために必要な備品を整備するための補助金を受け入れます。

26ページをご覧くださいまして、歳出予算、1 款総務費、1 項 1 目一般会計、17 節備品購入費におきまして、空気清浄除菌脱臭装置を購入するものでございます。

同じく2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費、17 節備品購入費14万円の増額補正につきましては、取引、証明に使用できる身長計付体重計を購入するものでございます。

次に、議案第74号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書の30ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額8,919万6,000円に対しまして、今回19万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を8,938万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金19万3,000円を増額補正につきましては、歳出

予算の増額補正に対応するため、一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費におきまして、人件費を増額補正するものであります。

3 款公債費、1 項 2 目利子、22 節償還金利子及び割引料 6 万 8,000 円の増額補正につきましては、地方債の利率の確定により償還金が不足するため補正するものでございます。

続きまして、議案第 75 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 75 ページ、事項別明細書の 34 ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額 1,202 万 8,000 円に対しまして、今回 742 万 1,000 円を増額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を 1,944 万 9,000 円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書 35 ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 742 万 1,000 円の増額補正につきましては、過疎対策事業債で購入した大型バスの売却金で任意の繰上げ、繰上償還を行うため一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款公債費、1 項 1 目元金、同じく 2 目利子とも過疎対策事業債の任意の繰上償還に係る予算を計上するものであります。

続きまして、議案第 76 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 30 ページ、事項別明細書の 36 ページをご覧ください。

今回は、予算額に増減はございません。

37 ページをご覧ください。

歳出予算におきまして、1 款施設費、1 項 1 目施設管理費、10 節需用費 108 万 6,000 円の増額補正につきましては、集落排水処理施設内の非常用発電機の故障に伴い修繕料を計上するものであります。

また、2 款公債費、1 項 2 目利子、22 節償還金利子及び割引料 2 万 8,000 円の増額補正につきましては、地方債の利率の確定により償還金が不足するため補正するものでございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 111 万 4,000 円の減額補正につきましては、歳出予算の増額に対応するため減額するものでございます。



続きまして、議案第77号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の32ページ、事項別明細書の38ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5億782万9,000円に対しまして、今回144万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億927万8,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の39ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目4節事務費繰入金144万7,000円を増額補正につきましては、人件費の増額補正及び介護報酬改定に伴うシステム改修費用ほかに充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

40ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目12節委託料121万円の増額補正、同じく3項1節介護認定審査会費、18節負担金、補助及び交付金6万円の増額につきましては、介護報酬改定及び介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る委託料並びに介護認定審査会におけるシステム改修に係る負担金を計上するものでございます。

41ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料15万9,000円を増額補正につきましては、過年度分事業の交付金等の精算による償還金の不足を計上するものでございます。

続きまして、議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の34ページ、事項別明細書の44ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,573万5,000円に対しまして、今回1,189万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億762万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の45ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目古殿町負担金、1節運営費負担金524万4,000円を増額補正につきましては、真空式ボイラーの更新費用及び光熱水費、燃料費の高騰により運営費負担金を増額補正するものでございます。

同じく2節給食費負担金233万1,000円を増額補正につきましては、給食材料費の高騰によ

り給食費負担金を増額補正するものでございます。

2 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金402万7,000円の増額補正につきましては、設備の更新費用及び光熱水費、燃料費の高騰により、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

4 款諸収入、3 項 1 目 1 節雑入29万1,000円の増額補正につきましては、給食食材に県産食材や福島県ならではの農産物等を使用したことに対する助成金を受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

46ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、10節需用費112万1,000円の増額補正につきましては、光熱水費、燃料費の高騰により増額するものでございます。

同じく14節工事請負費830万5,000円の増額補正につきましては、真空式ボイラーの更新費用を計上するものでございます。

2 款給食費、1 項 1 目給食費、10節需用費645万1,000円の増額補正につきましては、給食材料費の高騰により増額補正するものでございます。

また、3 款 1 項 1 目予備費の減額につきましては、給食材料費の増額補正分の鮫川村負担分といたしまして、充当するため減額するものでございます。

以上、議案第71号から議案第78号までの8 議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、各議案の説明を終わらせていただきます。

#### 議員派遣の件

議長（前田武久君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に

一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

#### 散会の宣告

議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日13日午前9時から、常任委員会で議案調査を行います。

14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時12分）

第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和5年第7回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年12月14日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第67号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第69号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第72号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第73号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第74号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第75号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第76号 令和5年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第14 議案第77号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第15 議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第6号 専決処分の報告について(和解)

報告内容の説明・質疑

追加日程第2 議案第79号 工事請負契約の締結について

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員(9名)

1番 窪木浩一君

2番 本郷弘義君

3番 青戸義之君

5番 森田重男君

6番 森隆之君

7番 遠藤貴人君

8番 北條利雄君

9番 緑川茂君

10番 前田武久君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 宗田雅之君

副村長 鈴木大介君

教育長 藤田充君

総務課長 渡邊敬君

住民福祉課  
地域整備課  
村づくり推進室  
鈴木 隆寛 君  
齋藤 利己 君  
矢吹 かおり 君

農林商工課  
教育課長  
舟木 正博 君  
星 徹 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長  
古館 甚子

書記 我妻 正紀

### 開議の宣告

議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

### 議事日程の報告

議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 諸般の報告

議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

### 議案第64号～議案第65号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第1、議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例から日程第2 議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。



これから議案第64号 鮫川村農山漁村活性化基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 鮫川村公営企業の設置等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号～議案第70号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第3、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7 議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第71号～議案第78号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第8、議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第15、議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 令和5年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（前田武久君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

(午前10時11分)

議長(前田武久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

#### 日程の追加

議長(前田武久君) お諮りします。

ただいま村長から、報告第6号 専決処分の報告について(和解)、議案第79号 工事請負契約の締結についてが提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(前田武久君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2とし議題にすることに決定しました。

#### 報告第6号の上程、説明、質疑

議長(前田武久君) 追加日程第1、報告第6号 専決処分の報告について(和解)を議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長(宗田雅之君) それでは、報告第6号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会においてその議決により、特に指定されております損害賠償に係る事件で、その金額が30万以下のものに係る和解につきまして専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の2ページです。

専決第5号 専決処分の内容であります。本件は、令和5年9月17日に発生しました村側が損害を与えた物損事故に関し、相手方との和解について、令和5年12月7日に専決処分したものであります。

和解の相手方の氏名等は、議案書に記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和5年9月17日午前6時40分頃、行政区主催の消火栓取扱訓練に参加した消防車両が駐車する際、付近に止めてあった一般車両の運転席側面に接触し、相手方の車両に損傷を与えたものであります。

和解の内容であります。相手方の車両の修繕に要する経費であります19万3,775円を村側が負担し、当事者双方は、将来にわたりそれ以外の債権責務がないことを確認するものであります。

以上で、報告第6号 専決処分の報告とさせていただきます。ご賛同よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 追加日程第2、議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第79号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本案は、さきに契約額4,290万円で契約を締結しておりました、ふくしま森林再生事業森ノ前地区森林整備業務につきまして、今回1,775万1,800円を増額する変更契約により契約総

額が6,065万1,800円となり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定する額である5,000万以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、変更契約の理由につきましてご説明を申し上げます。

今回の議会定例会で先ほど議決をいただきました議案第71号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）でもご説明を申し上げましたとおり、県からの補助金の追加配分を受け入れて年度前倒しで事業を完了させるため、今回契約額を増額するものであります。

事業の規模といたしましては、当初17.13ヘクタールで契約したものを、今回の変更契約で32.97ヘクタールとし、事業の完了を目指すものであります。

以上、工事請負契約の締結についての説明であります。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の宣告

議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第7回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和5年12月14日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 緑 川 茂